

武蔵野市第五次男女平等推進計画(案)

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

中間のまとめ

中間のまとめに対するご意見は、令和6年1月5日(金・必着)までに、氏名・住所・電話番号を明記のうえ、郵送・ファクス・Eメール・市ホームページの意見提出フォーム又は男女平等推進センターに直接ご提出ください。

- ・市民意見交換会を開催します。当日、直接会場へ。

日時 12月18日(月)午後6時30分から8時まで

場所 武蔵野プレイスペースC

託児 6か月から未就学児まで(下記へEメール又は電話で要申込)

【提出先】

武蔵野市市民部市民活動推進課男女平等推進センター
〒180-0022 東京都武蔵野市境2丁目3-7市民会館1階
電話：0422-37-3410 FAX：0422-38-6239
Eメール：danjo@city.musashino.lg.jp

【意見提出フォーム】



令和5(2023)年12月

武蔵野市男女平等推進審議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって..... 1

1 計画策定の背景	3
はじめに	3
(1)社会情勢	3
(2)国の動向	4
(3)東京都の動向	5
(4)本市の取組み	5
2 計画の位置づけ	7
3 計画の性格	7
4 計画の期間	7

第2章 施策の展開..... 9

1 計画の目指す将来像.....	11
2 計画の基本理念	11
3 計画の基本目標	12
4 計画の体系	14

第3章 基本目標ごとの基本施策・事業計画..... 17

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち.....	19
基本施策1 男女平等の意識づくり.....	19
基本施策2 男女平等教育の推進.....	22
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり	25
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	28
基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発.....	28
基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	31
基本施策3 子育て及び介護支援の充実	34
基本施策4 あらゆる分野における女性活躍の推進.....	38
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち.....	42
基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	42
基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策	48
基本施策3 困難な問題を抱える女性への支援	51
基本施策4 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援	53
基本施策5 生涯にわたる性に関する健康施策の推進	58
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち.....	61
基本施策1 計画推進体制の整備・強化.....	61

数値目標	65
1 前計画の目標値に対する達成状況	67
2 目標値の設定	68
推進体制	69
1 計画の推進	71
(1) 推進体制	71
(2) 連携と協働	72
(3) 推進計画の効果的な進行管理	72
(4) 計画の数値目標	72
資料編	73
用語一覧	75

※「性別等」の表記について

人間の性には、からだの性やこころの性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。
本計画においては、「性別等」という表現で、男女の別だけではない多様な性のあり方を表しています。

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

はじめに

この計画は、平成 29（2017）年に制定された「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第9条に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために、策定するものです。策定にあたっては、同条例第 23 条により武蔵野市男女平等推進審議会に諮問をしました。

（1）社会情勢

① 世界の動き

平成 27（2015）年9月、国連で決定された持続可能な開発目標（SDGs）において、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことが示されました。令和 12（2030）年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

令和 5（2023）年6月、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数では、日本は 146 か国中 125 位、G 7 諸国のなかでは最下位という結果です。「教育」と「健康」の値は高い一方、「政治」と「経済」の値が低くなっています。

令和 5（2023）年現在、G 7 諸国のなかで、同性婚や婚姻と同等の権利を保障する制度を国レベルで導入していないのは日本だけであり、結婚後に夫婦のいずれかの氏を選択しなければならないとする制度を採用している国も日本だけです。また、女子差別撤廃条約の選択議定書を批准していないのは、日本と米国の 2 か国です。

② コロナ禍の影響

令和 2（2020）年から新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、女性の就業者が多いサービス業、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が悪化しました。また、全国的に女性の自殺率が急増したほか、DV相談件数も増加する等、社会に大きな影響をもたらしました。

その一方で、オンラインの活用が急速に拡大し、テレワークや在宅勤務が普及する等、新しい働き方の可能性が広がりました。

(2) 国の動向

令和元（2019）年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が6月に公布され、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されました。また、保護の適用対象に被害者の同伴家族を含むことも明確化されました。同月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシャルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることが定められました。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が12月に公布され、令和3（2021）年1月から、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

令和2（2020）年には、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が1月に告示され、性自認や性的指向に関するハラスメントである「SOGIハラ」や「アウティング」もパワーハラスメントとなり、防止対策を講ずることが企業に義務付けられました。また、「第5次男女共同参画基本計画」が12月に閣議決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」の目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

令和3（2021）年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が6月に公布され、男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等が定められました。同月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、国及び地方公共団体は、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントへの対応をはじめとする環境整備等の施策の強化をすることとされました。また同月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、教職員等による児童生徒への性暴力等の防止等に関する施策の推進について定められました。

令和4（2022）年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が5月に公布され、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援に関する必要な事項が定められました。市町村は基本計画の策定等が努力義務とされました。（令和6（2024）年4月施行）

令和5（2023）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が5月に公布され、接近禁止命令の発令要件が、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときから心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに拡大されました（令和6（2024）年4月施行）。また、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が6月に公布され、同意がない性行為は犯罪になり得ることを明確にし、罪名も強制性交罪から不同意性交罪に変更されました（一部を除いて令和5（2023）年7月施行）。さらに同月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

（3）東京都の動向

令和元（2019）年には、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が12月に策定されました。性的少数者（性的マイノリティ）であることを理由に差別が行われることのないよう、啓発に取り組む必要があるとされました。

令和4（2022）年には、「東京都男女平等推進総合計画」が4月に改定されました。

「東京都男女平等推進総合計画」で中心に進める3点の取組

- ・誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- ・根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- ・男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

また「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が6月に一部改正、11月に施行され「東京都パートナーシップ宣誓制度」が開始されました。同じく6月、「東京都男女平等参画基本条例」が一部改正され、審議会等の委員構成にクォータ制が導入されました。いずれか一方の性の委員のみで構成することを禁じ（義務規定）、男女いずれの性も40%以上になること（努力規定）としています。女性の任用を促進するとともに、多様な性の委員に配慮することを求めています。

（4）本市の取組み

令和元（2019）年には、「武蔵野市第四次男女平等推進計画」を3月に策定しました。また、11月に「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言レインボームサシノシ宣言」を市長が実施しました。

第1章 計画の策定にあたって

令和2（2020）年には、「武蔵野市第六期長期計画」を4月に策定しました。「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を基本施策の一つとし、「多様性を認め合う社会の構築及び男女平等の推進」と「パートナーシップ制度の検討」を実行計画事業としました。

令和3（2021）年には、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の一部を9月に改正しました。

令和4（2022）年には、「武蔵野市パートナーシップ制度」を4月に開始しました。また、8月～9月に「男女平等に関する意識調査」を実施しました。11月には、東京都と「パートナーシップ宣誓制度に関する基本協定」を締結し、武蔵野市と東京都でパートナーシップ制度の証明書等の相互活用を開始しました。

令和5（2023）年には「武蔵野市男女平等に関する意識調査報告書」を3月に発行しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第9条に基づく計画
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第8条第3項に基づく「市町村基本計画」

3 計画の性格

- ・ 国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定します。
- ・ 市の第六期長期計画や第六期長期計画・調整計画、子どもプラン武蔵野その他の関連する分野別計画との整合性を図り、武蔵野市第四次男女平等推進計画を引き継ぎます。
- ・ 「武蔵野市男女平等推進審議会」の意見を尊重するとともに、これまでの計画の推進状況や課題を整理し、市民意識調査の結果やパブリックコメントによる市民参加のもとに策定します。

4 計画の期間

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

第2章

施策の展開

1 計画の目指す将来像

本計画の目指す将来像を次のとおりとします。

すべての人が、互いに人権を尊重し、
性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、
生涯にわたり、いきいきとくらせるまちを目指します。

2 計画の基本理念

「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第3条に規定する基本理念を計画の基本理念（根底にある根本的な考え方）とします。

- （１）人権の尊重
- （２）固定的な性別役割分担意識から自由になること
- （３）立案・意思決定の場への平等な参画
- （４）ワーク・ライフ・バランスの実現
- （５）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- （６）国際的な取組への理解
- （７）特に困難な状況にある人などへの支援
- （８）教育や学習の場における意識や態度の形成

3 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

男女平等社会の実現のためには、すべての市民が、性別等にかかわらず個人を尊重する男女平等の意識を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

そのため、男女平等推進の拠点施設である男女平等推進センター「ヒューマンあい」を中心に、生涯を通じて男女平等について学び、参画できる場の提供を行います。また、男女平等のみならず性の多様性を含め、それぞれの性を理解し尊重する意識づくりをするためには、子どもの頃からの教育が大切であり、これまで培ってきた人権を尊重し生きる力をはぐくむ武蔵野市の教育を、より一層推進します。

重点
施策

- I-1-(1) 男女平等の意識啓発
- I-3-(1) 性の多様性に関する理解の促進

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事や家庭生活における責任を果たすためには、子育て期や中高年期等ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者等と協働し環境の整備を図る必要があります。

職場における女性の活躍を進めることにより、新しい発想による新たな価値や社会的な変化を促すことも期待されます。一方で、男性の子育てや介護等家庭生活への関わりや地域活動への参画を促進し、男女それぞれの能力や状況に応じて仕事と生活の調和を図るための支援が必要となっています。

そのため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発に努め、市内の事業者と協働しながら、働きやすい職場づくりや、男性の家庭・地域活動への参画促進を図ります。また、女性の再就職支援や起業支援、政策・方針決定の場や地域活動・防災活動の場における女性の参画等、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。

重点
施策

- Ⅱ-1-(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発
- Ⅱ-3-(1) 子育て支援施策の充実
- Ⅱ-4-(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力（DV、デートDV）や性に関するハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等社会の実現を著しく妨げるものです。そのため、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた切れ目のない支援を総合的・体系的に取り組むとともに、その他の暴力の防止と被害者支援に取り組んでいきます。

また、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性を支援するための体制を整備し、支援に取り組めます。

女性であることに加えて複合的な困難を抱えている人や、性的マイノリティであることにより困難を抱えている人に対しては、よりきめ細かな支援が必要との認識に立って支援を行います。

個人の自己決定権や権利としての健康が生涯にわたり保障されるよう、必要な支援を行います。

重点施策

- Ⅲ－１－（２）相談事業の充実
- Ⅲ－３－（２）推進体制の整備
- Ⅲ－４－（１）ひとり親家庭等への支援
- Ⅲ－５－（２）リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

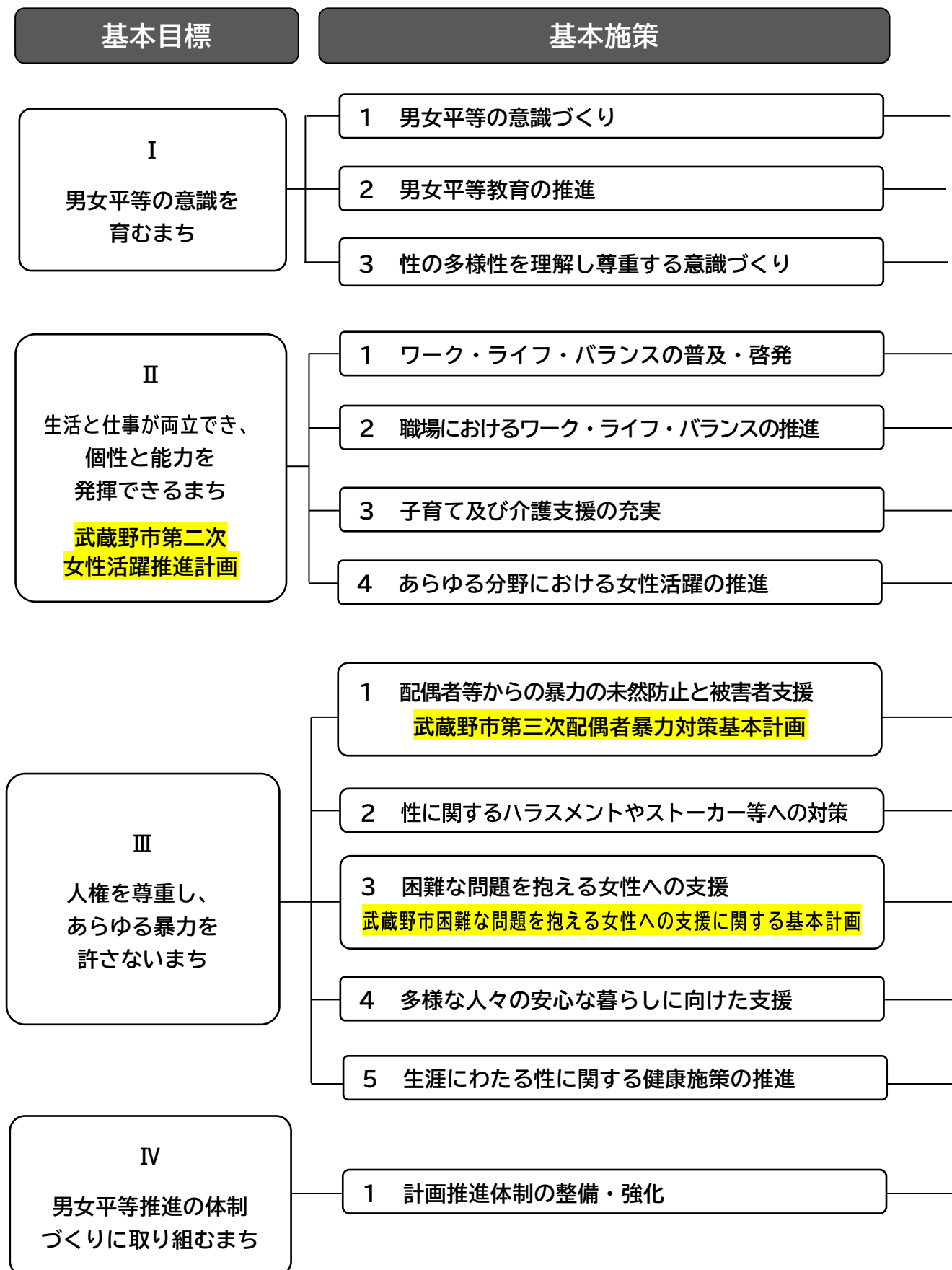
男女平等社会の実現に向けて、「男女平等の推進に関する条例」に基づき、総合的・計画的に施策を推進する必要があります。また、本計画期間中に「男女平等推進センター条例」制定から10年を迎えます。これまでセンターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行います。

「男女平等の推進に関する条例」の周知・活用に努め、男女平等推進センター「ヒューマンあい」では、市民との協働・参画を推進し、市民団体を支援するとともに、計画の推進体制を整備・強化します。

重点施策

- Ⅳ－１－（４）男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

4 計画の体系



施策(★は重点施策)

- (1) 男女平等の意識啓発 ★
- (2) 男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

- (1) 男女平等の視点に立った教育の推進

- (1) 性の多様性に関する理解の促進 ★

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 ★
- (2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

- (1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み

- (1) 子育て支援施策の充実 ★
- (2) 介護支援施策の充実

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進 ★
- (2) 女性の再就職支援・起業支援
- (3) 女性の地域活動・防災活動への参画促進

- (1) 暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談事業の充実 ★
- (3) 安全の確保
- (4) 自立支援
- (5) 推進体制の整備

- (1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

- (1) 支援に関する周知及び啓発
- (2) 推進体制の整備 ★

- (1) ひとり親家庭等への支援 ★
- (2) 高齢者・障害者・ひきこもりの方への支援
- (3) 性的マイノリティ等への支援

- (1) 各種健康診断の充実
- (2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発 ★

- (1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進
- (2) 市民参加による男女平等の推進
- (3) 庁内推進体制の整備
- (4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実 ★
- (5) 男女平等推進情報誌等の発行と周知

第3章

基本目標ごとの 基本施策・事業計画

計画書における表記について

【区分欄】

「継続」：すでに実施している事業で、レベルを落とすことなく推進する事業

「充実」：すでに実施している事業で、計画期間内で内容を充実させる事業

「新規」：今回の計画で新たに取り組む事業

【対象者欄】

「市民」：市民向け事業

「事業者等」：事業者等向け事業

「市」：市役所内の取り組み

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

基本施策1 男女平等の意識づくり

現状と課題

本市では、男女平等の意識づくりのため、男女平等推進情報誌「まなこ」の発行や、図書館における関連図書展示等を通じて情報提供を行ってきました。また、男女共同参画週間に合わせて講演会等を実施する男女共同参画フォーラムを開催しています。

令和4（2022）年度に実施した「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）によると、男女の地位の平等感についての質問に対し、「男女の地位は平等になっている」という回答が最も多いのは「学校教育の場で」4割程度、次いで、「地域社会（町会、自治会など）で」、「家庭生活の場で」、「法律や制度の上で」となっています。「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した男性優遇側の回答は、「政治の場で」「社会通念・習慣・しきたりなどで」が8割、「社会全体で」、「職場で」、「法律や制度の上で」で5割を超えています（図表Ⅰ－1）。「家庭生活の場で」で「男女の地位は平等になっている」と回答したのは、男性（34.1%）が女性（17.9%）を大きく上回っています。また、同調査において「夫は働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対する意見を聞くと、男女ともに反対意見が6割を超え、平成29（2017）年に実施した調査結果よりも2割程度増えています。

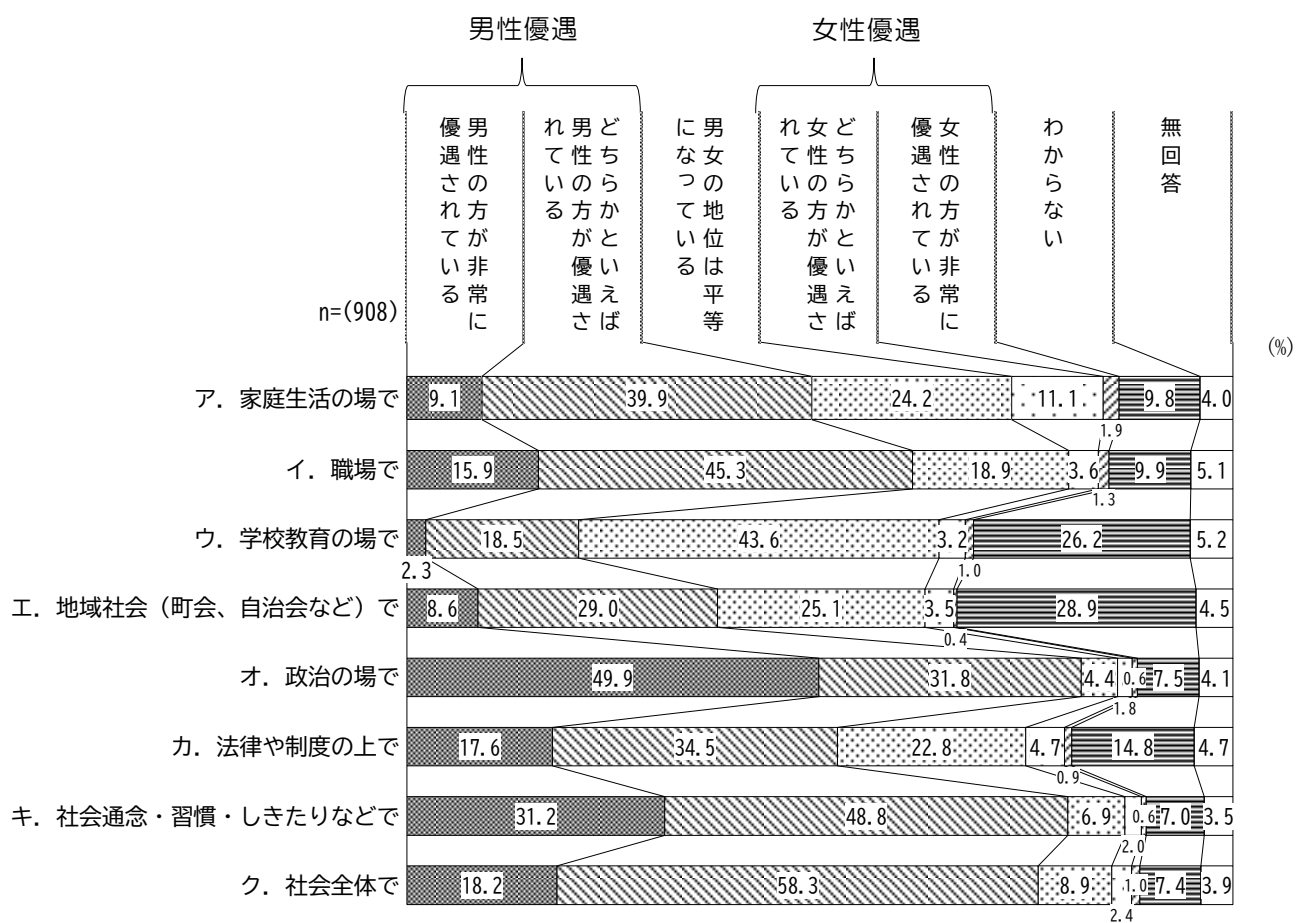
性別等による固定的役割分担意識を持つ人は減ってきたとも考えられる一方で、男女の地位の平等感としては、様々な場面で男性が優遇されていると考える人が多く、平等だと感じている人は多くありません。引き続き男女平等の意識啓発を行っていく必要があります。

施策の方向性

男女平等の意識を醸成するため、男女平等に関する多様な学びの機会を提供するほか、男女平等推進情報誌「まなこ」の効果的なあり方を検討する等、男女平等の意識啓発に取り組みます。

各種メディアで発信される情報のなかには、固定的な性別役割分担や人権侵害につながる表現等も存在します。こうした表現について、男女平等の視点から情報を主体的に読み解き、発信する能力を身に付けていけるよう、学びの機会を提供する等、男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上に取り組みます。

図表 I -1 男女の地位の平等感(全体)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）男女平等の意識啓発（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
1	男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女平等意識を醸成するため、武蔵野地域五大学の協力を得て開催する講座等をはじめ、男女平等推進センター等の各種講座を開催する。	生涯学習スポーツ課 男女平等推進センター	市民	継続
2	男女共同参画週間事業の実施	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、関係団体や市民と協働して男女平等社会実現のための週間事業を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
3	国際的理解を深めるための取組み	世界各国の女性の地位向上に関する取組みを周知する等、啓発を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置する等啓発に努める。	図書館	市民	継続
5	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知	第五次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げる。また、男女平等を推進するための情報誌として、より効果的な発行のあり方や発行方法について検討する。	男女平等推進センター	市民	継続

施策（２）男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
6	男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーを高めるための講座や教育の実施	武蔵野地域五大学等の協力を得て、講座や情報発信を行うほか、公立学校においては、デジタル・シティズンシップの育成を図る取組みを推進する。	生涯学習スポーツ課 男女平等推進センター 指導課	市民	継続
7	市の刊行物等における表現を適切に行うための取組み	市が発行する刊行物等について、「男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き」を活用し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	秘書広報課 男女平等推進センター	市	充実

基本施策2 男女平等教育の推進

現状と課題

本市では、これまで市立小学校、中学校における人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進するとともに、個性の尊重や男女平等の視点から生活指導や進路指導を図っています。また、教員に対しては、男女平等について理解を深めるため、研修を実施しています。

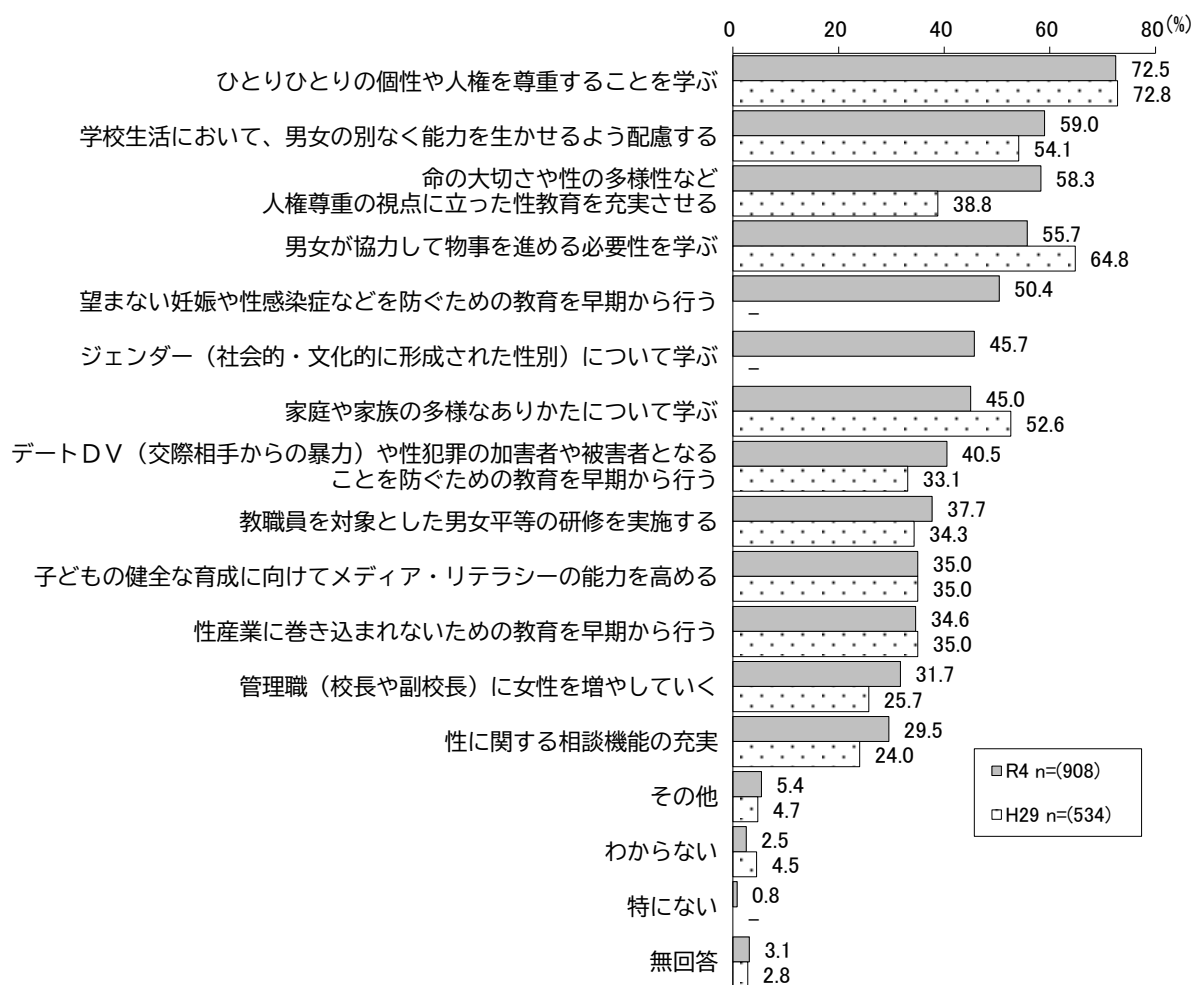
意識調査によると、男女平等の意識を育てるために学校教育で特に必要だと思う取り組みとして、「ひとりひとりの個性や人権を尊重することを学ぶ」が最も多く、「学校生活において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」、「命の大切さや性の多様性など人権尊重の視点に立った性教育を充実させる」と続いています。(図表Ⅰ－２)同調査で、男女平等社会を実現するために市の施策に望むことについて尋ねると、「学校での男女平等意識を育てる教育の推進」を選んだ人は4割を超え、2番目に多い回答でした。

男女平等社会の実現に向けて、男女平等意識を育てる教育の推進は重要であり、命の大切さや性の多様性等人権尊重の視点に立った性教育の内容の充実や外部講師により学ぶ機会を設けることも必要です。また、学校の決まりやルール等が男女平等や性の多様性の観点から適切であるように常に留意し、必要に応じて内容を見直していくことも重要です。

施策の方向性

公立の学校教育においては、性別等にかかわらず、個人を尊重する意識を持った児童生徒を育成し、その個性と能力を伸ばすことができるよう、人権教育の観点から児童生徒の発達状況に応じた男女平等教育を行います。また、子育て関連施設や学校の求めに応じて男女平等の意識啓発、性や健康、デートDV、性の多様性への理解等に関する出前講座を実施する等、男女平等の視点に立った教育の推進を図ります。

図表Ⅰ－2 男女平等の意識を育てるために学校教育で特に必要な取り組み(経年比較)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）男女平等の視点に立った教育の推進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
8	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。また、学校の決まりやルールが男女平等や性の多様性の観点から適切であるように努める。	指導課	市民	継続
9	人権教育の充実を図る研修の実施	市人権教育推進委員会を開催し、引き続き、研修を行っていく。児童生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。	指導課	市	継続
10	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	生活指導や進路指導における人権教育推進上の課題について理解と認識を深める取組みの充実を図る。多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。	指導課	市民	継続
11	発達の段階や子どもの実態に応じた性に関する指導の実施	保育の中で自分の体の大切さを伝える取組みを行う。小学校での保健、中学校での保健分野等の学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	子ども育成課 指導課	市民	充実
12	男女平等の視点に立った教育のための出前講座	市内の学校や保育施設等の協力を得て、男女平等の意識啓発、性や健康、デートDV、性の多様性への理解等をテーマに出前講座を実施する。	男女平等推進センター	市民 事業者等	新規

基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり

現状と課題

本市では、性の多様性に関する講座の開催や情報提供を行い、理解促進を図るとともに、令和4（2022）年度からは武蔵野市パートナーシップ制度を開始し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまちの実現を目指し様々な施策を実施してきました。また、学校教育においては、子どもたちのニーズに基づいた個別的対応を行ってきました。

意識調査によると、自身の性別や恋愛感情への違和感・悩みがある人は全体の3.3%となっています。同調査では、男性同士、女性同士の同性婚であってもよいという考え方に全体の6割程度の人が賛成しています。また、性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策は、「学校における性の多様性を理解するための教育」が最も多く、次いで「性別にかかわらず利用できる施設・設備（トイレ・更衣室など）を整備する」、「パートナーシップ制度の普及」、「行政職員や教職員の意識啓発」と続いています（図表Ⅰ－3）。

性の多様性に関する理解は進んできていると考えられますが、引き続き、行政職員や教職員の意識啓発のための研修等を行うほか、広く市民に向けてや、学校において、理解促進に向けた取組みを推進する必要があります。

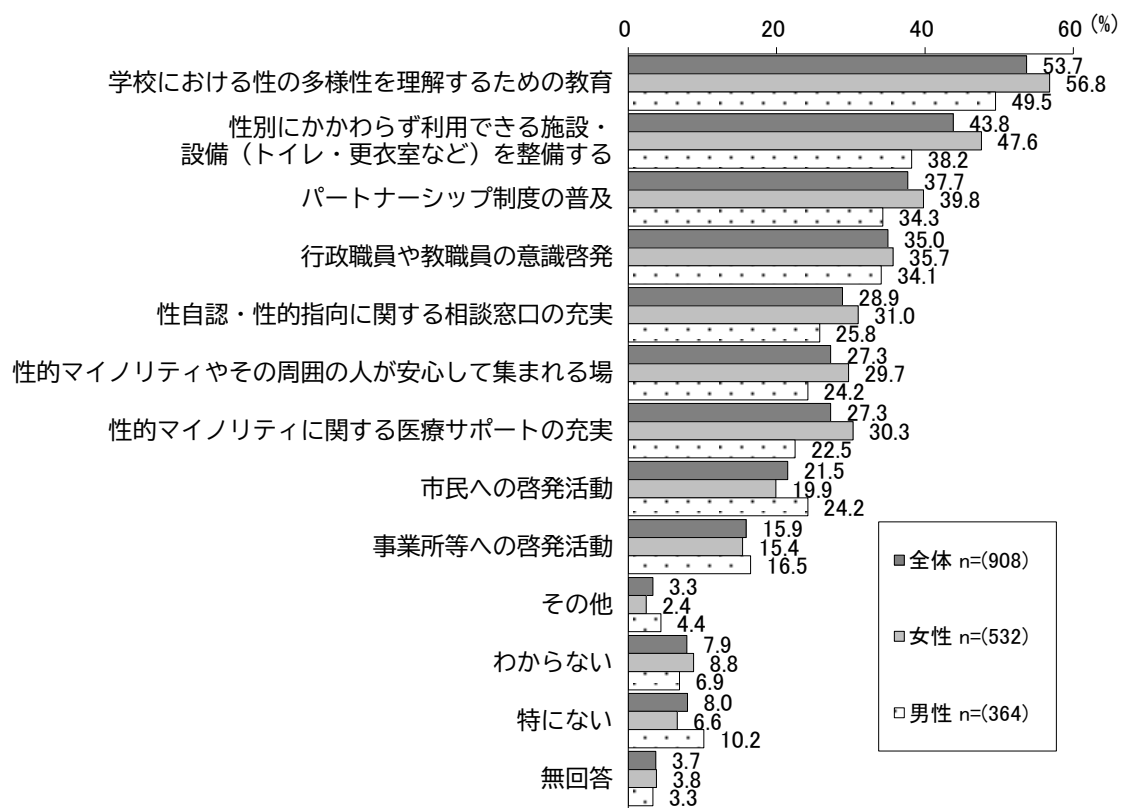
そのため、学校において決まりやルール等が男女平等や性の多様性の観点から適切であるように常に留意し、必要に応じて内容を見直すことが大切です。

施策の方向性

公立の学校教育においては、性の多様性に関する正しい理解を深め、それぞれの性を尊重することができるよう、人権教育を推進していきます。市と市民、事業者等に向けては、人権尊重の立場から理解を深めるための講座や研修等を実施します。

第3章 基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

図表Ⅰ－3 性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）性の多様性に関する理解の促進（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
13	多様な性に関する情報発信及び啓発	情報発信及び啓発（講座の開催・情報誌発行・SNSの活用等）を行い理解促進を図る。	男女平等推進センター	市民 事業者等	継続
14	人権週間における取組み	人権週間に、性の多様性に関する講演会や図書展示等を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
15	性の多様性の理解に向けた取組み	「性の多様性理解のための職員ガイドブック」を活用し、理解促進のための職員研修等を実施する。	男女平等推進センター 人事課	市	充実
16	男女平等教育の推進（事業8再掲）	道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。また、学校の決まりやルールが男女平等や性の多様性の観点から適切であるように努める。	指導課	市民	継続
17	人権教育の充実を図る研修の実施（事業9再掲）	市人権教育推進委員会を開催し、引き続き、研修を行っていく。児童生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。	指導課	市	継続

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

現状と課題

市民一人ひとりが、仕事や家庭、地域での活動のバランスをとりながら、やりがいや生きがいを実現することは、男女を問わず重要です。そのため、本市では、これまでに講演会、男女平等推進情報誌「まなこ」等を通じて市民に情報を提供し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めてきました。

意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの理想としては、全体で『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて』を優先したい人が36.7%と最も多い一方で、現実で『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて』を優先している人は7.6%となっています。また、平成29(2017)年度の調査に比べ、仕事を優先する人は減り、家庭を優先する人が増えている等一定の前向きな変化が見られますが、現実の傾向としては『「仕事」を優先』している人が24.7%、『「家庭生活」を優先』している人が18.6%となっており、一方で希望している人はそれぞれ1.2%、6.9%と、いずれも理想と現実に大きな差が生じています。(図表Ⅱ-1、2)

日頃の生活についてみると、育児・介護・家事への従事率は、男性が女性より低くなっています。また、職業以外の活動への参加率も男性が女性よりも低くなっています。男性が家事等に参加するためには、「夫婦や家族でコミュニケーションをよくとる」、「長時間労働の是正や在宅勤務など多様な働き方ができる」があげられています。

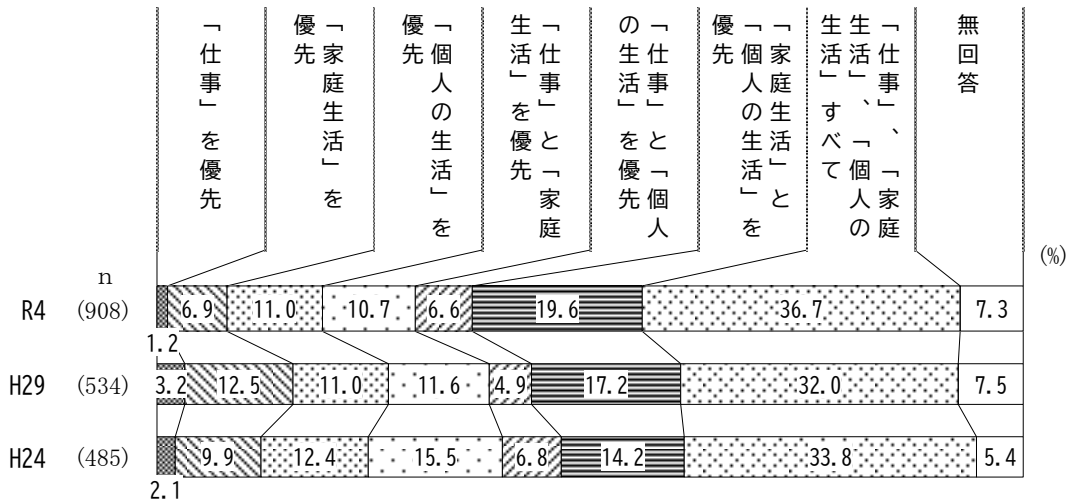
引き続き男性の子育て・介護・家事や職業以外の活動への共同参画を促進する、より積極的な啓発を行う等、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発を続けていく必要があります。また、労働者が主体的に能力の向上やキャリアの形成に取り組むことで、自らが希望するライフスタイルの実現が図れるよう、事業者や労働者の支援を行うことも必要です。

施策の方向性

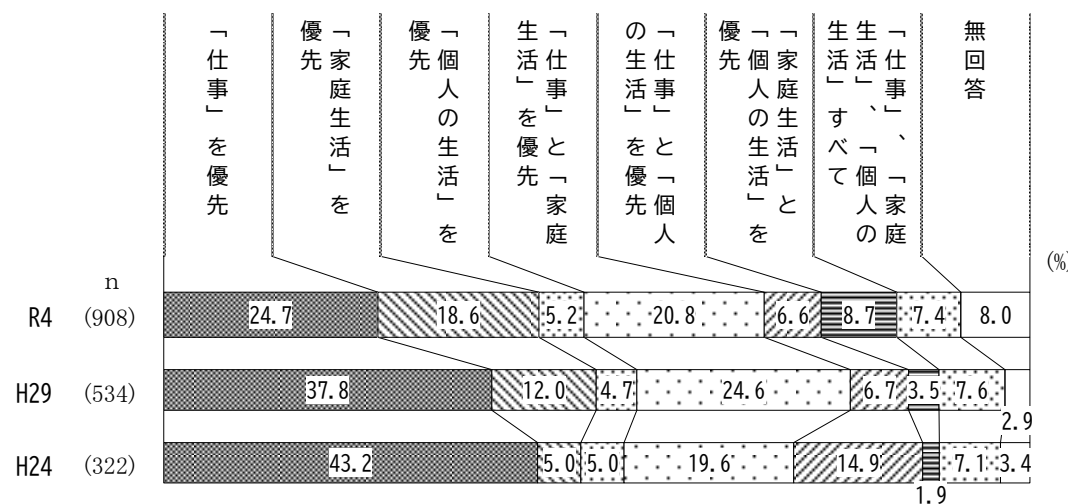
仕事と生活の調和が実現した社会を目指して、市民に向けた講演会の実施や、市民や事業者への情報提供等を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発を行います。

各世代の男性がライフステージに応じ、その個性と能力を生かすことができるように男性向け講座の実施や男性の地域参加へのきっかけづくり等を支援するなど、男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進を図ります。

図表Ⅱ－1 仕事、家庭生活、個人の生活の理想の優先度(経年比較)



図表Ⅱ－2 仕事、家庭生活、個人の生活の現実の優先度(経年比較)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
18	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供等を実施する。	男女平等推進センター 子ども子育て支援課 産業振興課 人事課	市民 事業者等 市	継続

施策（２）男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
19	男性向け講座等の実施と学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進する。男性の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	子ども家庭支援センター 児童青少年課 健康課	市民	継続
20	家族介護支援の推進	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	高齢者支援課	市民	継続
21	男性の地域参加へのきっかけづくり	男性が興味や関心に応じて地域活動に参加するために、必要な情報を提供する。男性の地域参加のきっかけとなる事業を実施する。	地域支援課 生涯学習スポーツ課 高齢者支援課 児童青少年課	市民	継続
22	男性の子育て・介護・地域活動等に関する情報提供と啓発	男性の育児・介護への参加を呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供及び啓発（講座の開催・情報誌発行・SNSの活用等）を行う。	男女平等推進センター 健康課 子ども家庭支援センター	市民	充実

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

本市では、市内企業の両立支援を促進するために、男女平等の推進を評価項目に盛り込んだ総合評価方式の試行等を行うほか、モデル事業所として市職員の男性の育児休業等の取得促進を行ってきました。

意識調査によると、性別等にかかわらず働きやすくなるために必要なこととしては、「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方ができる」、「育児や介護について職場の理解と協力がある」、「保育サービスの充実」が上位に挙がっています（図表Ⅱ－3）。

市内の事業所は、従業員数10人未満の事業所が7割を超えており、それらの事業所において、特性に応じて取組みが進むよう支援をしていく必要があります。

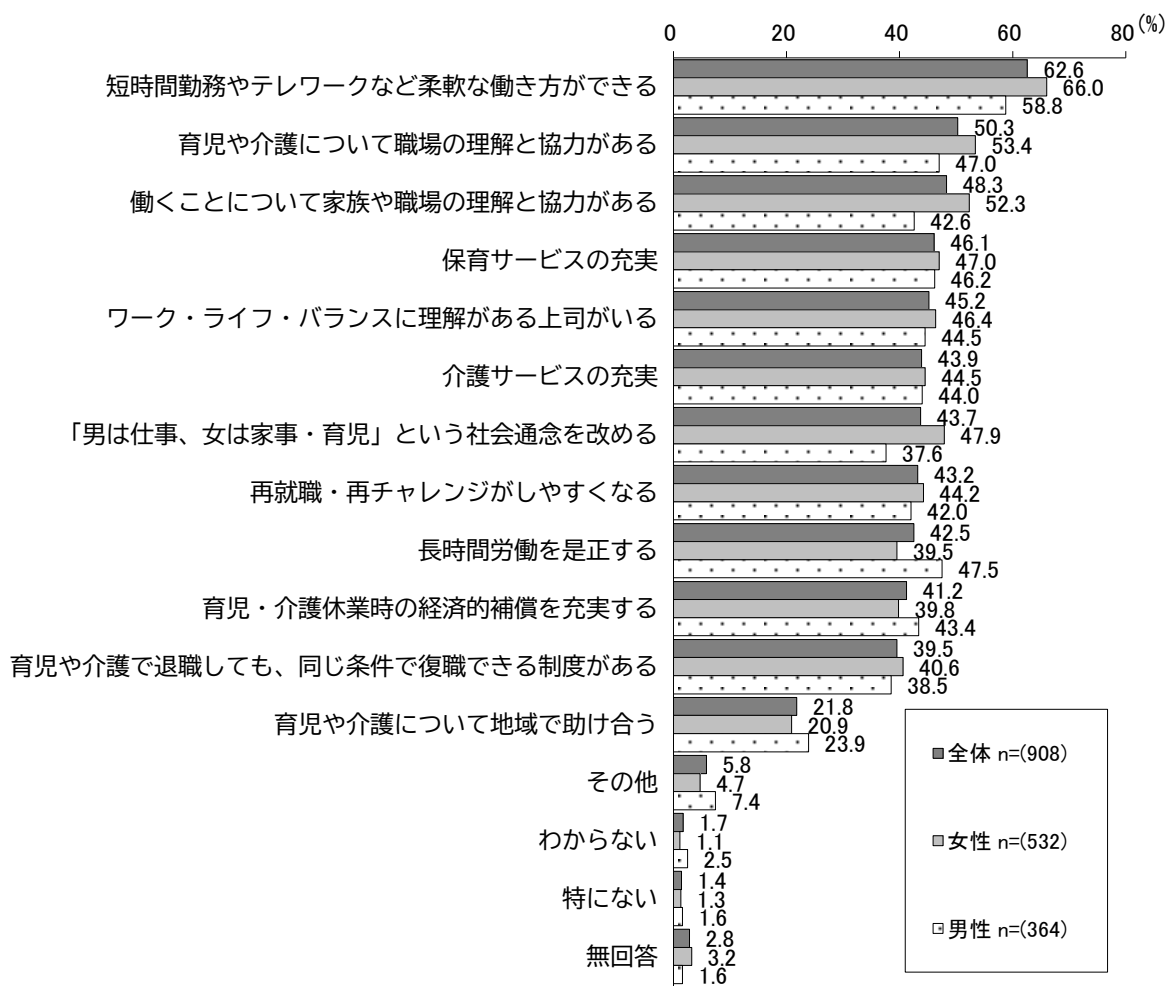
市の職員の働き方に関しては、超過勤務時間が長いことが課題となっています。

施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスの推進について、事業者の好事例を共有する取組みを検討するほか、各種制度の情報を提供する等、武蔵野市産業振興計画とも連動して、市内企業との協働による取組みを進めます。

市は次世代育成支援対策推進法に基づく、特定事業主行動計画を策定して業務の効率化に努め、職員の超過勤務の縮減等の取組みを進める等、ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組みを推進します。

図表Ⅱ－3 性別にかかわらず働きやすくなるために必要なこと(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
23	ワーク・ライフ・バランスに関する事例紹介等の検討	他の事業者と共有できる好事例を事業者間で共有する取り組み等について検討する。	産業振興課	事業者等	継続
24	育児・介護休業制度の事業者への普及の推進	育児・介護休業制度について事業者に向けた啓発や働きかけを行う。	産業振興課	事業者等	継続

施策（２）ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
25	妊娠・出産・育児・介護と仕事との両立支援	性別等にかかわらず、仕事と生活を両立できる環境整備を進めるため、男性の家事育児参画や育児休業取得等を促進するほか、制度周知や仕事復帰・両立に対する不安軽減、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発等を行う。	人事課	市	継続
26	年次有給休暇の取得促進や超過勤務時間の縮減	超過勤務の実態把握・分析、年次有給休暇取得促進、タイムマネジメント力向上等、働き方を見直し長時間労働を是正することにより、ワーク・ライフ・バランスの充実を図る。	人事課	市	継続
27	柔軟な働き方の検討	職員それぞれのライフステージ等に合わせた柔軟な働き方の実現に向け、働き方の選択肢を増やすため、時差勤務やテレワーク（在宅勤務）の検討・試行実施等を行う。	人事課	市	充実

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

現状と課題

本市では、これまで子育て支援の施設や事業、高齢者福祉や介護保険サービスの充実、家族介護者の負担軽減等に努めてきました。認可保育所をはじめとした保育施設の開設により定員増を図った結果、市内待機児童数は減少し、令和2（2020）年度以降は0人を維持しています。

意識調査によると、育児を「している」人は女性が男性よりも多く、従事時間も女性では8時間以上が最も多く、男性では1時間未満と1～2時間未満が多くなっています。また、男女平等社会を実現するために市の施策に望むことは、男女ともに「保育・介護制度の充実」が最も多くなっています（図表Ⅱ－4）。同様に、コロナ禍での行動変化について、育児・介護の負担が悪化したと答えた人は女性19.2%、男性14.8%となっています。

引き続き育児・介護制度の充実に取り組む必要があります。なお介護に関しては、介護人材の高齢化が課題となっています。

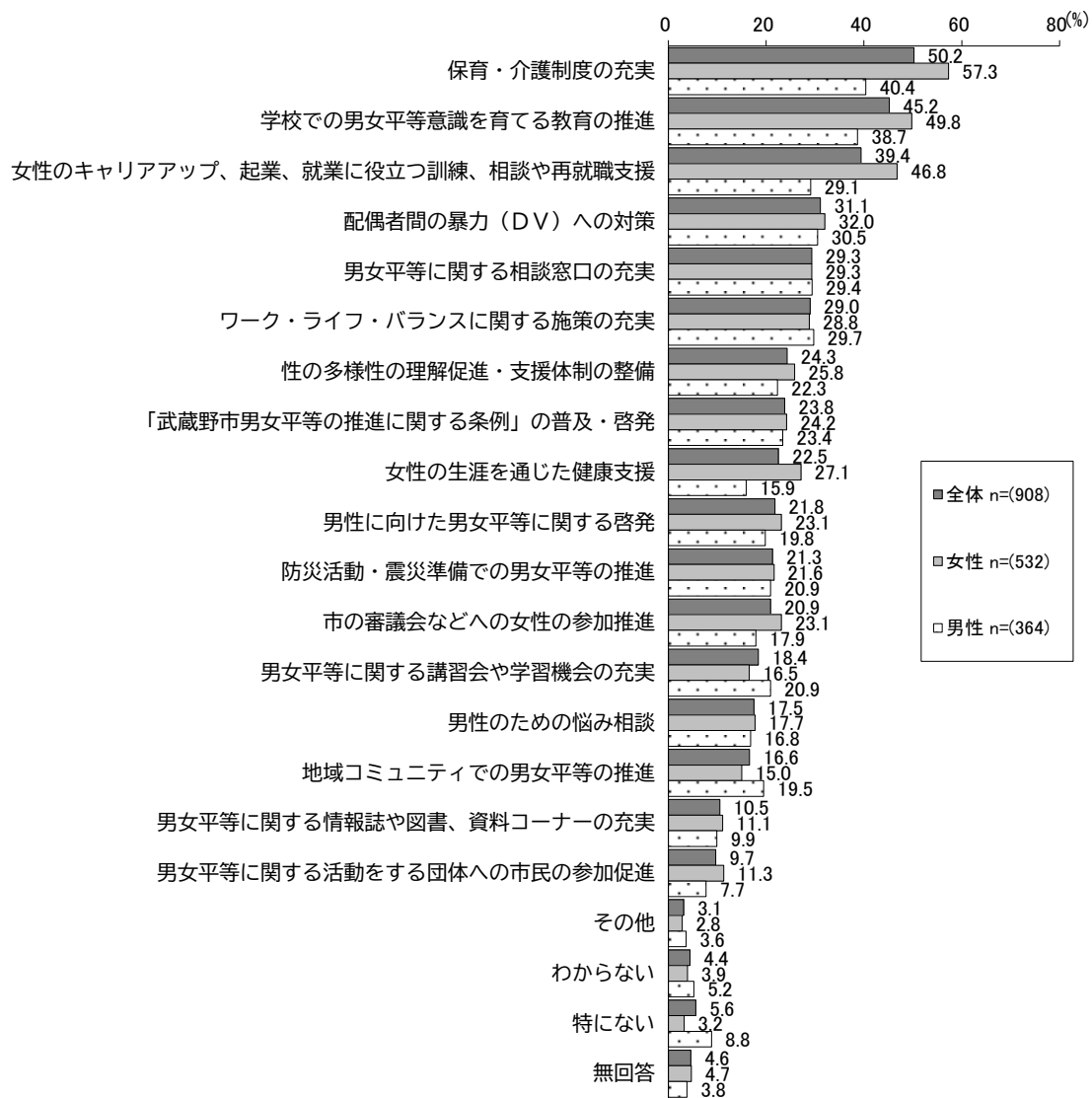
施策の方向性

育児をしている人も、している時間も女性の方が多いという現状があり、男女平等社会を実現するために、育児・介護制度の充実が望まれています。引き続き、子育て支援施設の整備やサービスの充実、保育所等を利用していない母親の子育てに関する悩みを解消し、孤立を防止するための支援や児童施設の機能充実等、子育て支援施策の充実に取り組めます。

「地域包括ケア人材育成センター」において、介護に関わる人材の確保と養成を一体的に行うほか、子育てと介護を同時に担う、いわゆる“ダブルケア・トリプルケア”への支援や介護離職防止のための取組みを検討する等、介護支援施策の充実を図ります。

第3章 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

図表Ⅱ－４ 男女平等社会を実現するために市の施策に望むこと(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）子育て支援施策の充実（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
28	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	子ども家庭支援センター	市民 市	継続
29	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育所における専門職の活用による相談事業等を実施する。	子ども育成課	市民	継続
30	地域の子育て力向上・子育て支援者の育成及び子育てに関する心身の負担の軽減	子育てひろばのスタッフ研修やボランティア育成、ファミリー・サポート・センターにおけるサポート会員の養成を行い、施設や団体・関係機関等のネットワークによる連携を図る。また、産前・産後の体調不良等のために家事育児が困難な妊産婦のいる家庭へヘルパーを派遣し、家事援助を行う。	子ども家庭支援センター	市民	継続
31	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	子ども家庭支援センター	市民 事業者等	継続
32	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児をはじめとする様々な保育ニーズへの対応を推進する。	子ども育成課	市民	継続
33	保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備	施設の取組みに対する総合的な支援等により保育の水準を高めるとともに、各保育施設内の利用定員の調整を含め、希望する保育施設へ入所できる環境の整備を進める。	子ども育成課	市民	新規
34	児童施設の機能の充実	地域子ども館（あそべえ・学童クラブ）等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	児童青少年課	市民	継続
35	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所等の参入を促進して基盤整備を図る。	障害者福祉課	事業者等	継続

施策（２）介護支援施策の充実

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
36	介護に関わる人材の確保と養成	総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護人材・福祉人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所・団体支援までを一体的に行っていく。介護職・看護職Ｒｅスタート支援金を継続して実施する。	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	事業者等	継続
37	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。認知症相談や在宅介護・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに、24時間365日の相談体制を継続していく。	高齢者支援課	市民	継続
38	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組みの検討	子と親、子と自分の親と配偶者の親等、複数の家族に対する介護の担い手を支えるための取組みを検討する。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民	継続
39	家族介護支援の推進（事業20再掲）	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	高齢者支援課	市民	継続

基本施策4 あらゆる分野における女性活躍の推進

現状と課題

【政策・方針決定の場への女性の参画】

本市では、審議会等における女性委員の割合を高めるよう各課に働きかけてきました。令和5（2023）年4月1日現在、女性の割合は行政委員会が35.5%、附属機関で34.4%、その他要綱等で設置しているものでは56.0%であり、いずれも都内市合計より高い割合です（図表Ⅱ－5）。また、女性の職員や教員の活躍を推進するため、女性活躍研修や管理職試験の受験奨励を行ってきました。市職員の管理職に占める女性の割合は、令和5（2023）年4月1日現在、13.8%となっており、都内市部の平均（18.0%）を下回っています（図表Ⅱ－6）。政策・方針決定の場への女性の参画促進に向けて、審議会等における女性委員の割合や、職員の管理職に占める女性の割合を高める取組みを一層進めていく必要があります。

【女性の再就職支援・起業支援】

本市では、これまでハローワーク等と連携し、女性の就職・再就職支援や起業に関する情報提供や相談会開催等の取組みを行ってきました。武蔵野市の女性の労働力率について、令和2（2020）年と平成27（2015）年を比較すると、すべての年齢階級で上昇しています。また、25歳～34歳が底となる「M字カーブ」はほぼ見られなくなっています（図表Ⅱ－7）。意識調査では、「再就職・再チャレンジがしやすくなる」ことが性別にかかわらず働きやすくなるために必要であるとの回答が平成29（2017）年の調査よりも大きく増えています。引き続き就職・再就職を支援する取組みを推進していく必要があります。

【女性の地域活動・防災活動への参画】

本市では、地域コミュニティにおいて多くの女性が活躍しています。地域防災においては、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きを作成する等の取組みを進めてきましたが、本市の防災会議における女性委員の割合は、令和5（2023）年4月1日現在で17.9%であり、さらなる女性の参画を進める必要があります。意識調査で「避難所で性別に応じてプライバシーが確保できるようにすること」が重要との回答は、女性は約8割、男性は約6割と違いが見られます。防災活動における女性の参画を促進し、実際に避難所を開設した他自治体の経験等にも学びながら多様な視点で災害対策を進める必要があります。

施策の方向性

審議会等の委員の女性割合や市職員や教員における指導的な地位に占める女性の割合を高める取組みを進め、政策・方針決定の場への女性の参画の促進を図ります。

就職・再就職に関する情報提供や相談会の開催、スキルを身につけるための講座等の情報を提供する等、女性の再就職支援・起業支援を行います。

性別等にかかわらず地域活動に主体的・積極的に参画できるよう啓発等を行うほか、女性の視点を取り入れた地域防災を進めるため地域防災への女性の参画を進める等、女性の地域活動・防災活動への参画促進を図ります。

第3章 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

図表Ⅱ－５ 委員会・審議会等への女性の参画状況

	地方自治法（第202条の3） に定める審議会※1			地方自治法（第180条の5） に定める委員会※2			その他審議会等		
	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
武蔵野市	616人	212人	34.4%	31人	11人	35.5%	1,094人	613人	56.0%
東京都 特別区合計	15,318人	4,620人	30.2%	383人	87人	22.7%	18,129人	6,451人	35.6%
東京都 市合計	12,785人	4,032人	31.5%	776人	132人	17.0%	11,709人	4,673人	39.9%
東京都	1,279人	550人	43.0%	96人	24人	25.0%	1,409人	543人	38.5%

※1 第202条の3

1 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

※2 第180条の5

1 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一 教育委員会

二 選挙管理委員会

三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会

四 監査委員

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一 農業委員会

二 固定資産評価審査委員会

※3 武蔵野市の「地方自治法（第202条の3）に定める審議会」と「その他審議会等」における委員総数と女性委員数は、武蔵野市のデータに基づく。武蔵野市の「その他審議会等」は「要綱等で設置しているもの」とする。

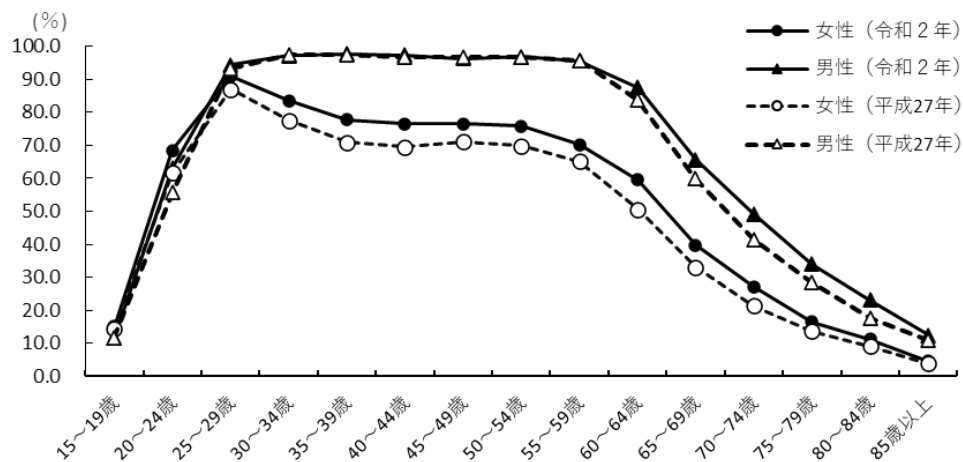
資料：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」（令和5（2023）年度）
（令和5（2023）年4月1日現在。東京都は令和4（2022）年4月1日現在）

図表Ⅱ－6 庁内管理職に占める女性職員の割合（武蔵野市、特別区、市、東京都）

	武蔵野市	特別区	市	東京都
管理職総数	109人	2,432人	2,633人	3,490人
うち女性	15人	428人	475人	715人
女性の占める割合	13.8%	17.6%	18.0%	20.5%

資料：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」（令和5（2023）年度）
（武蔵野市、特別区、市は令和5（2023）年4月1日現在。東京都は令和4（2022）年4月1日現在）

図表Ⅱ－7 15歳以上の年齢階級別の労働力率の推移（武蔵野市）（性別）



資料：総務省統計局「国勢調査」（平成27（2015）年、令和2（2020）年）

施策（１）政策・方針決定の場への女性の参画促進（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
40	市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会の委員構成を男女いずれの性も40%以上とするよう女性委員の参画を促進する。	男女平等推進センター 総務課	市	継続
41	女性職員の活躍の推進	女性職員のキャリア形成を支援するため、キャリアロスの防止や環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性活躍に関する研修や講演会の実施、効率的に働くためのノウハウ共有、マネジメント力向上を支援する。	人事課	市	充実
42	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職選考の受験を推奨する。	指導課	市	継続

施策（２）女性の再就職支援・起業支援

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
43	就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援	女性の就職や再就職について、ハローワーク・東京しごとセンターと連携し、就職に関する情報やスキルを身につけるための講座等の情報を提供するほか、相談会の開催を検討する。	産業振興課 男女平等推進センター	市民	継続
44	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援に資する地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供のほか、市が実施する融資あっせんや事業費補助等の支援を行う。総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報を提供する。	産業振興課 市民活動推進課 地域支援課	市民 事業者等	継続

施策（3）女性の地域活動・防災活動への参画促進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
45	地域における男女平等に関する啓発・情報提供	コミュニティ等において、性別等にかかわらず、主体的・積極的に参画できるよう、男女平等に関する啓発・情報提供を行う。	市民活動推進課	市民	新規
46	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女平等の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	防災課	市	継続

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

現状と課題

本市では、11月12日～25日（25日は「女性に対する暴力国際撤廃日」）の「女性に対する暴力をなくす運動」期間における暴力防止に関する様々な啓発活動のほか、デートDV防止出前講座、相談事業等を実施してきました。また、庁内連携体制の構築や市職員への研修、被害者の情報保護を目的とした住民情報系システムの改善等にも取り組んできました。

東京都福祉保健局によると、都内における配偶者暴力相談等件数は、過去10年間、増加傾向であり、ピークは令和2（2020）年度61,057件となっています。

令和4（2022）年の意識調査では平成29（2017）年の調査に比べて、親密な間柄で起きる行動について、それが暴力にあたると思うかとの問いに、「暴力にあたると思う」と答える人が増えており、同時に、暴力被害の経験があると答える人も増えています。ある行為が暴力に当たると認識することによって実際にその行為を受けたときに暴力の被害を受けたと認識することにつながっていると考えられます。

どこか（誰か）に相談をしたかについては、「相談した」人は全体で2割弱に留まっています。配偶者間での暴力（DV）やデートDVの対策や防止のために必要な施策については、「被害者の自立支援を行う」との回答が最も多くなっています（図表Ⅲ-2）。

引き続き、親しい間柄でも暴力は人権侵害であるとの意識を啓発し、暴力の未然防止と早期発見に取り組んでいく必要があります。相談窓口の周知を含め、相談事業の充実に取り組む必要があります。そのうえで、DVの被害者の安全を確保し、自立を支援するため、庁内の関係部署や関係機関等と連携を図り、配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援に取り組むことが大切です。

施策の方向性

配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに向け、女性に対する暴力をなくす運動やデートDV防止等の講座を実施し、身体的暴力だけでなく精神的な暴力もDVにあたるとの認識を広める等、暴力の未然防止と早期発見に取り組めます。

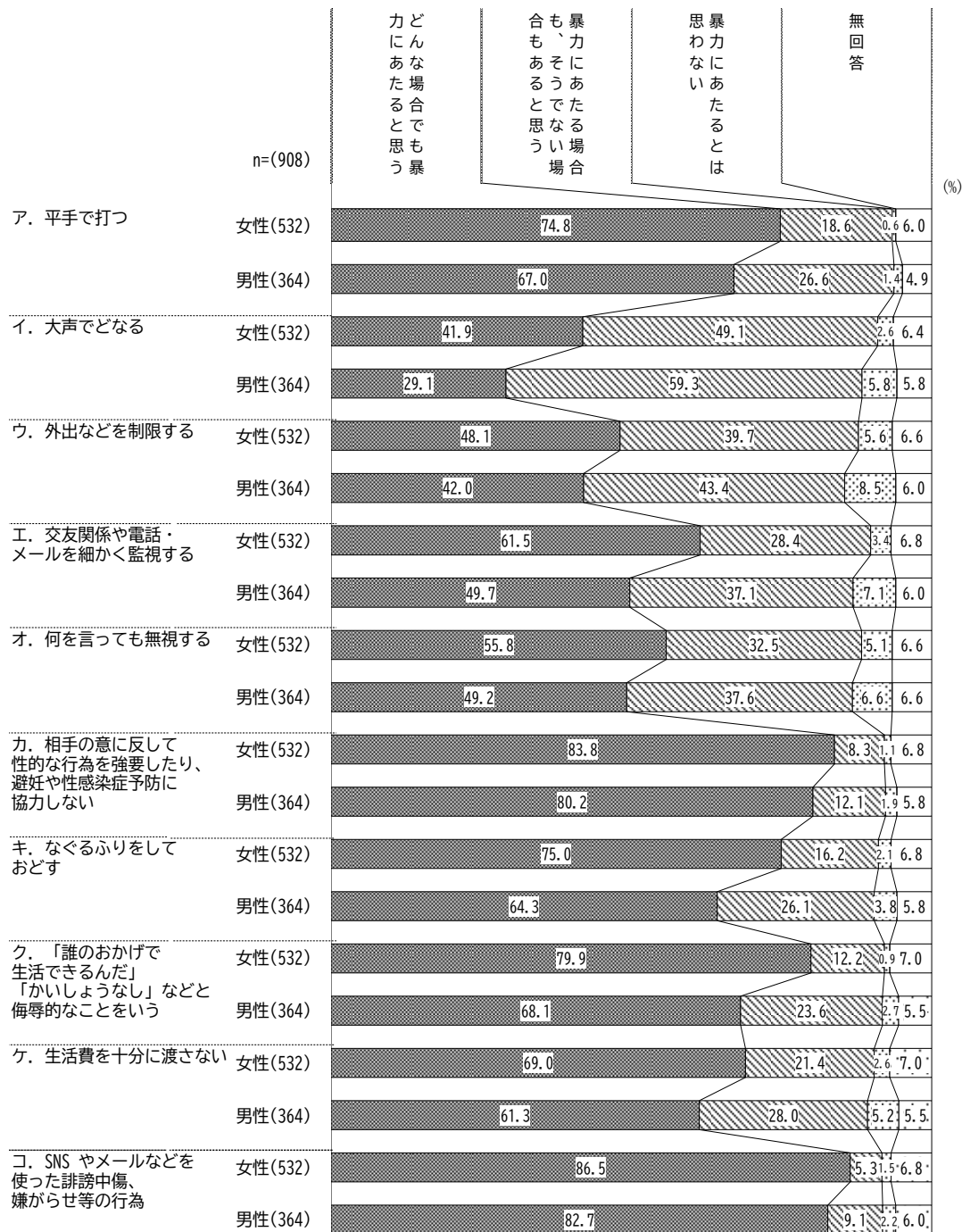
オンライン相談の検討や、相談窓口の周知の強化等、相談事業の充実を図ります。

被害者が暴力から逃れ、安全で安心した生活を送れるように、二次被害を防止するとともに、関係機関との連携を深め、被害者の意思を尊重した安全の確保と自立支援を行います。

被害者支援のネットワークの充実や相談関係職員の能力向上等、推進体制の整備を図ります。

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

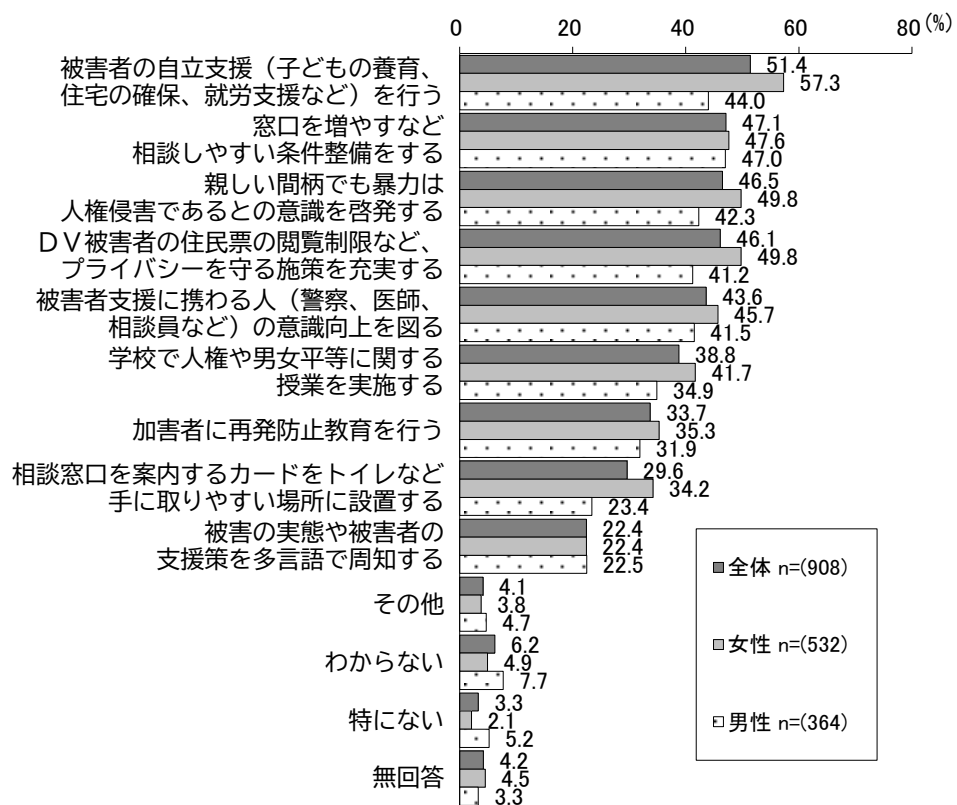
図表Ⅲ－１ 暴力にあたると思うこと(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

図表Ⅲ－2 配偶者間での暴力(DV)やデートDVの対策や防止のために必要な施策(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）暴力の未然防止と早期発見

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
47	配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止	様々な場面で庁内及び外部の関係機関と連携し、配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努める。	子ども家庭支援センター	市民	継続
48	男女平等の視点に立った教育のための出前講座（事業12再掲）	市内の学校や保育施設等の協力を得て、男女平等の意識啓発、性や健康、デートDV、性の多様性への理解等をテーマに出前講座を実施する。	男女平等推進センター	市民 事業者等	新規
49	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座等を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
50	男女平等推進情報誌「まなこ」における広報	男女平等推進情報誌「まなこ」において、DV防止啓発を継続して行う。	男女平等推進センター	市民	継続

施策（２）相談事業の充実（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
51	女性相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。また、情報セキュリティを考慮し、オンライン相談の導入を検討する。	男女平等推進センター	市民	継続
52	配偶者暴力に関する相談体制の整備	子ども家庭支援センターへ相談員を配置し、女性総合相談窓口等庁内の関係部署や庁外の関係機関と連携して被害者に対する相談支援を実施する。	子ども家庭支援センター	市	継続
53	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	相談者の年齢、国籍、障害の有無にかかわらず相談を受けやすい体制を整備するため、関係課と調整・連携する。	子ども家庭支援センター	市民	継続

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
54	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、相談窓口を周知するためのカードを市内公共施設等のトイレに貼付・配布する。幅広い相談につなげるため、医療・民生委員等関係機関への窓口等の周知を図る。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市民	継続
55	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
56	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題点を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取組みを推進する。	男女平等推進センター	市	継続

施策（3）安全の確保

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
57	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護する等子どもも含めて被害者の安全確保を図る。	子ども家庭支援センター	市民	継続
58	被害者情報の保護	配偶者暴力被害者の安全を図るため、住民情報系システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	子ども家庭支援センター 情報政策課	市	継続

施策（4）自立支援

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
59	庁内ネットワークを生かした被害者支援の推進	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会において、情報共有、研修、マニュアルの随時見直し等を行い、庁内のネットワークを生かした被害者支援を推進する。	子ども家庭支援センター	市民 市	継続

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
60	被害者への自立支援	相談員による同行支援等を実施するほか、住居の確保、就労、就学等に係る助言を継続し、メンタルケアが必要な被害者に対しては適切な機関につなぐ等自立に向けた支援を実施する。	子ども家庭支援センター	市民市	継続
61	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	子ども家庭支援センター 教育支援課	市民市	継続

施策（5）推進体制の整備

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
62	市内ネットワークを生かした被害者支援の推進(事業59再掲)	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援市内連絡会において、情報共有、研修、マニュアルの随時見直し等を行い、市内のネットワークを生かした被害者支援を推進する。	子ども家庭支援センター	市民市	継続
63	東京都等庁外関係機関との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	子ども家庭支援センター	市	継続
64	相談関係職員の能力向上	東京都等が実施する研修会への参加等を通じ、継続的に相談に関わる職員のスキル向上を目指す。	市民活動推進課 男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続
65	配偶者暴力相談支援センターに準じた機能の充実	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターに準じた機能の充実について検討する。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続

基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

現状と課題

本市では、「女性に対する暴力をなくす運動」において、関連図書展示や冊子の配布等を通して、様々な暴力防止のための啓発をしてきました。

東京都産業労働局によると、過去5年間のセクシュアル・ハラスメント労働相談件数は令和元（2019）年度をピークとして、減少が続いています。また、警視庁によると令和4（2022）年度のストーカー事案の相談等件数(全国)は、19,131件であり、平成29（2017）年度以降減少が続いています。

意識調査によると、ハラスメントを受けた経験について、最も多い回答は、男女ともに「受けた経験はない」ですが、受けたことがあるものとして全体で多いのは、「モラル・ハラスメント」、次に「セクシュアル・ハラスメント」となっています（図表Ⅲ-3）。また、どこか(誰か)に相談をしたかについては、「相談した」人は全体で2割弱です。相談しなかった理由では、「相談するほどのことではないと思った」や「相談しても無駄だと思った」等の回答が多くなっています（図表Ⅲ-4）。

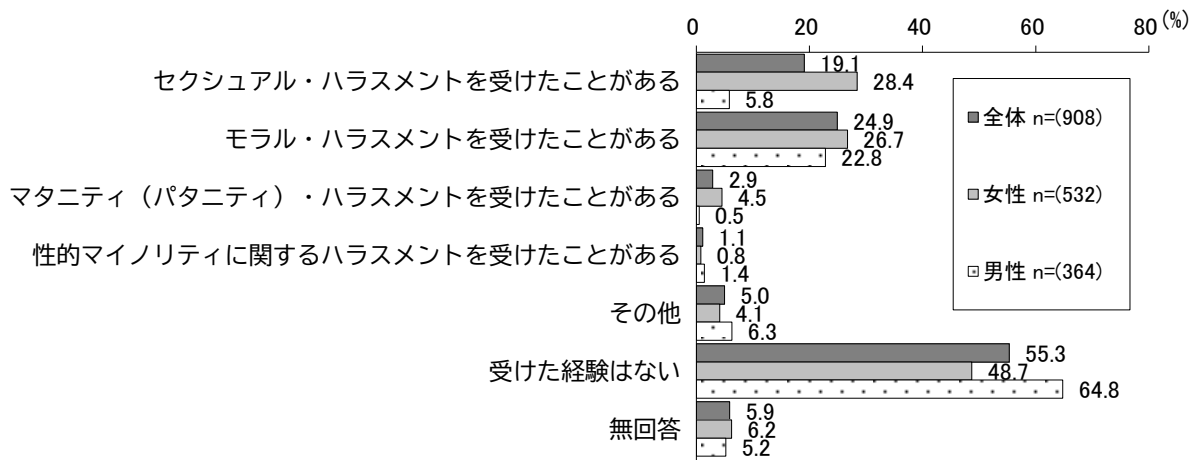
性に関するハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害する、許されない行為であり、引き続き、市民や事業者に対し、様々な機会を通じて啓発活動を行う必要があります。暴力やハラスメントを受けた人が、適切に相談を受けられるよう、相談窓口の一層の周知を含め、相談事業の充実に取り組み、関係機関と連携・協力して支援を行う必要があります。

施策の方向性

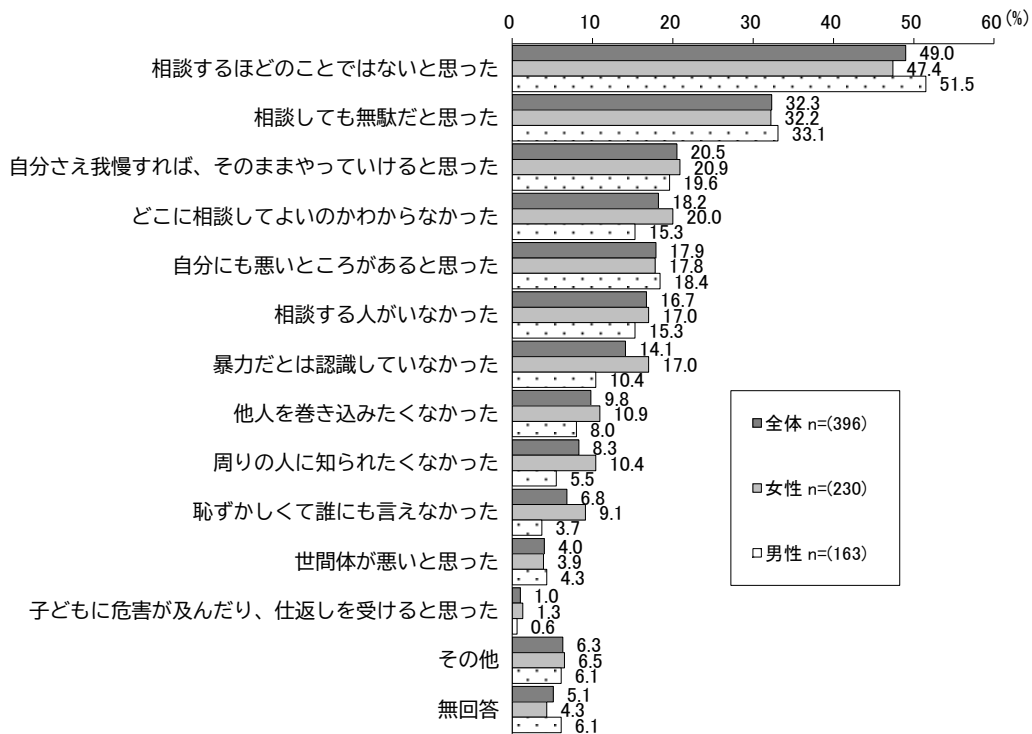
性に関するハラスメントやストーカー行為、性犯罪等は、性別等にかかわらず、被害者の人権を侵害するものであり男女平等社会の実現を妨げるものであるとの認識に立ち、女性に対する暴力をなくす運動をはじめ、関連図書展示等様々な機会を通して、市民や事業者に対して啓発を実施します。また、被害者に対する支援や相談等の体制を整備し、性に関するハラスメントやストーカー等への対策を行います。

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

図表Ⅲ－3 ハラスメントを受けた経験(性別)



図表Ⅲ－4 相談しなかった理由(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）性に関するハラスメントやストーカー等への対策

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
66	性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための情報提供や啓発	様々な機会を通して、事業者等や市民に対して性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止についての情報提供や啓発を行う。	男女平等推進センター	市民 事業者等	継続
67	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	子ども家庭支援センター	市民 市	継続
68	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（事業49再掲）	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座等を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
69	女性相談窓口の実施（事業51再掲）	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。また、情報セキュリティを考慮し、オンライン相談の導入を検討する。	男女平等推進センター	市民	継続
70	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置する等啓発に努める。	図書館	市民	継続

基本施策3 困難な問題を抱える女性への支援

現状と課題

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等複雑化、多様化、複合化しています。また、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題とされていました。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とする「売春防止法」から脱却させ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために必要な事項を定めた、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました（令和6（2024）年4月1日施行）。

それを受け、「困難な問題を抱える女性（性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」について、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市の基本計画を定め、啓発や相談等の支援を計画的・総合的に行う必要があります。

施策の方向性

困難な問題を抱える女性の支援には福祉的な視点が必要であるとの認識に立ち、市としての基本的な計画を定め支援を行っていきます。

ホームページ等を活用し、困難な問題を抱える女性に対する支援に関する周知及び啓発を図ります。

困難な問題を抱える女性に対する相談と支援を行うための女性相談支援員を配置し、市内、民間団体を含む市外の関係機関と連携して被害者の立場に立った相談、支援を行います。

施策（１）支援に関する周知及び啓発

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
71	困難な問題を抱える女性に対する支援に関する周知及び啓発の実施	困難な問題を抱える女性に対する支援について周知及び啓発する。	子ども家庭支援センター 男女平等推進センター	市民	新規

施策（２）推進体制の整備（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
72	困難な問題を抱える女性に対する相談支援体制の整備	子ども家庭支援センターへ女性相談支援員を配置し、女性総合相談窓口等庁内の関係部署や民間団体を含む庁外の関係機関と連携して困難な問題を抱える女性に対する相談、支援を実施する。相談を受けるにあたっては、被害者の精神的な安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を実施し、被害者の立場に立った支援に努める。	子ども家庭支援センター	市民	新規
73	女性相談支援員に対する研修の充実	女性相談支援員は東京都等が実施する研修会等へ積極的に参加し、支援スキルの向上を目指す。	子ども家庭支援センター	市	新規

基本施策4 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

現状と課題

本市では、これまでひとり親家庭への各種手当や助成、ハローワーク等との連携による就労支援に加え、ひとり親家庭の子どもへの教育支援等を行ってきました。高齢者・障害者に対しては、「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を通じ、虐待の防止に努めてきました。

武蔵野市の母子世帯・父子世帯の9割は母子世帯です。母子世帯の就業者のうちパート・アルバイト等の占める割合は38.8%であり、父子世帯の4.9%と比較し多くなっています。また、「同居親族を含む世帯全員の収入」は、母子世帯が373万円、父子世帯が606万円となっています（図表Ⅲ－5）（図表Ⅲ－6）。

東京都福祉保健局の調査によると、被虐待高齢者（東京都）は女性が74.7%、男性が25.3%であり、被虐待障害者（東京都）は女性が63.9%、男性が36.1%となっています（図表Ⅲ－7）。

内閣府の令和4（2022）年度こども・若者の意識と生活に関する調査によると、ひきこもり状態にある人のうち、女性の占める割合は40～64歳で半数を超えています。

意識調査によると、自身の性別や恋愛感情への違和感・悩みがある人は全体の3.3%となっています。同調査では、男性同士、女性同士の同性婚もあってもよいという考え方に全体の6割程度の人が賛成しています。また、性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策は、「学校における性の多様性を理解するための教育」が最も多く、次いで「性別にかかわらず利用できる施設・設備（トイレ・更衣室など）を整備する」、「パートナーシップ制度の普及」と続いています（図表Ⅲ－8）。

令和5（2023）年6月「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行され、「心身の発達に応じた教育及び学習の振興」、「知識の着実な普及」、「相談体制の整備」等が地方公共団体の役割とされました。

施策の方向性

女性であることに加えて複合的な困難を抱えている人や、性的マイノリティであることにより困難を抱えている人に対しては、よりきめ細かな支援が必要との認識に立ち、次のような支援を行います。

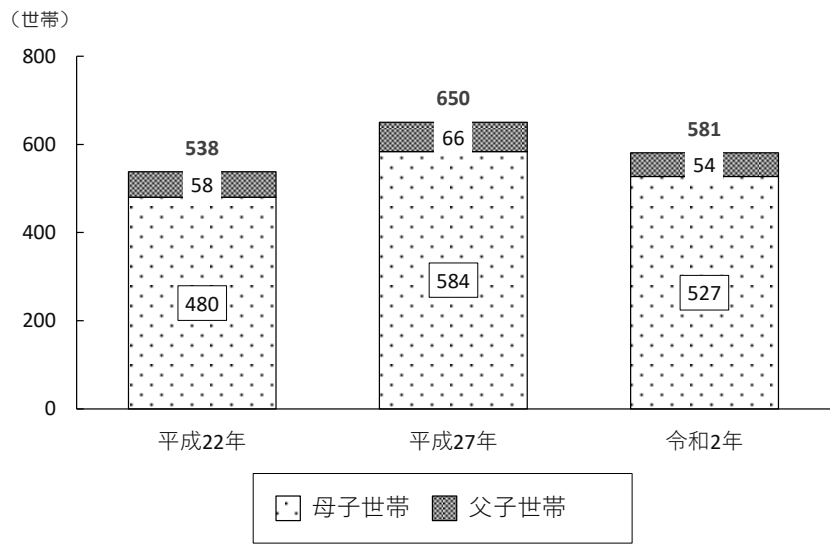
ひとり親家庭等への支援については、実態把握調査を踏まえ、ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し、子どもの学習支援等も含めた総合的・体系的な支援を行います。

高齢者・障害者への支援については、家族介護者の負担の増加等により、虐待が増える恐れがあるため、家族を孤立させないための取組みを含め、虐待の未然防止や早期発見、支援の体制づくりを行います。

また、ひきこもり等の生きづらさを抱える女性が安心して参加し、当事者同士でつながることができる場をつくりまします。

性的マイノリティ等への支援については、学校において児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮しニーズに基づいた個別対応を行うほか、教育相談と連携して支援を行います。また、むさしのにじいろ相談の実施や、パートナーシップ制度の普及・推進に向けて東京都等と連携して取り組むほか、施設・設備のあり方の検討を行います。

図表Ⅲ－5 母子世帯・父子世帯(武蔵野市)



資料:総務省統計局「国勢調査」(令和2(2020)年)

図表Ⅲ－6 母子世帯・父子世帯の状況(全国)

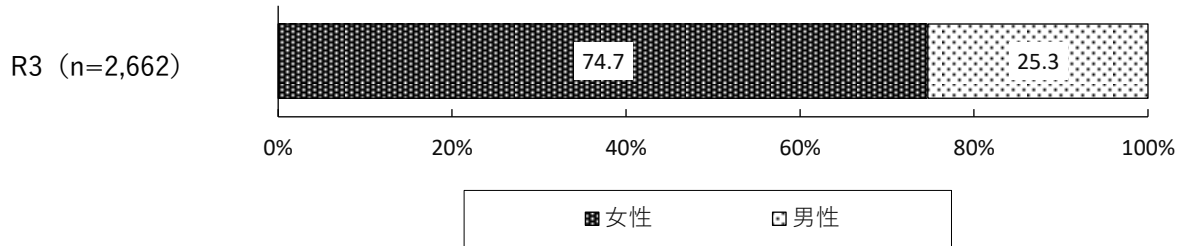
	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	1 1 9.5 万世帯 (1 2 3.2 万世帯)	1 4.9 万世帯 (1 8.7 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9.5 % (7 9.5 %) [7 9.6 %] 死別 5.3 % (8.0 %) [5.3 %]	離婚 6 9.7 % (7 5.6 %) [7 0.3 %] 死別 2 1.3 % (1 9.0 %) [2 1.1 %]
3 就業状況	8 6.3 % (8 1.8 %) [8 6.3 %]	8 8.1 % (8 5.4 %) [8 8.2 %]
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 8.8 % (4 4.2 %) [4 9.0 %]	6 9.9 % (6 8.2 %) [7 0.5 %]
うち 自営業	5.0 % (3.4 %) [4.8 %]	1 4.8 % (1 8.2 %) [1 4.5 %]
うち パート・アルバイト等	3 8.8 % (4 3.8 %) [3 8.7 %]	4.9 % (6.4 %) [4.6 %]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 7 2 万円 (2 4 3 万円) [2 7 3 万円]	5 1 8 万円 (4 2 0 万円) [5 1 4 万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 3 6 万円 (2 0 0 万円) [2 3 6 万円]	4 9 6 万円 (3 9 8 万円) [4 9 2 万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 7 3 万円 (3 4 8 万円) [3 7 5 万円]	6 0 6 万円 (5 7 3 万円) [6 0 5 万円]

※ 令和3(2021)年度の調査結果は推計値であり、平成28(2016)年度の調査結果との比較には留意が必要。
※ () 内の値は、前回(平成28(2016)年度)調査結果を表している。(平成28(2016)年度調査は熊本県を除いたものである)
※ [] 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。
※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2(2020)年の1年間の収入。
※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

資料:厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」(令和4(2022)年)

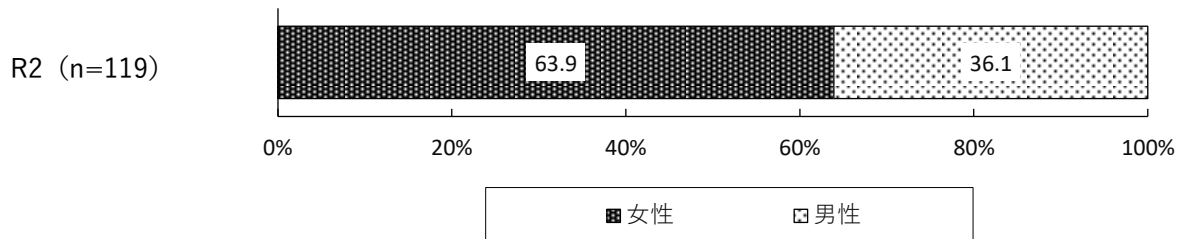
図表Ⅲ－7 被虐待高齢者・被虐待障害者の性別(東京都)

<被虐待高齢者の性別(東京都)>



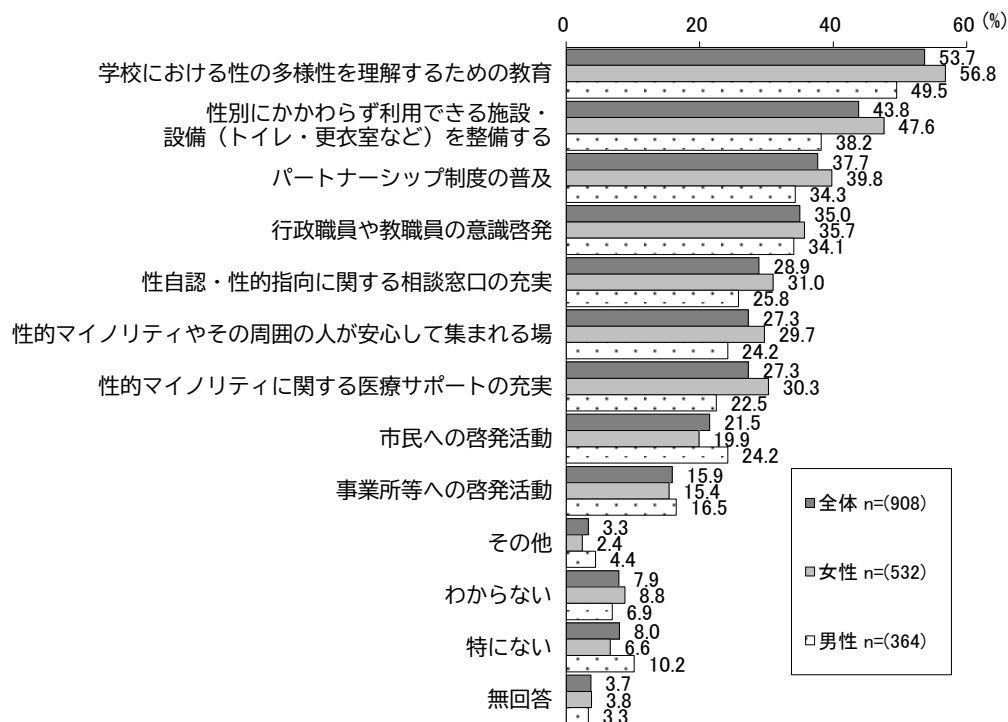
資料：東京都福祉保健局「令和3年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(令和4(2022)年)

<被虐待障害者の性別(東京都)>



資料：東京都福祉局「都内における障害者虐待の状況」(令和2(2020)年度)

図表Ⅲ－8 性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策（１）ひとり親家庭等への支援（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
74	ひとり親家庭の自立促進計画の見直し	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、第六次子どもプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。	子ども家庭支援センター	市	継続
75	ひとり親家庭への経済的支援	各種の手当、助成、福祉資金の貸付、就学援助により経済的な支援を行う。	子ども家庭支援センター 教育支援課	市民	継続
76	ひとり親家庭等への自立支援	ハローワークと連携した求職者支援や、職業訓練・求職・就業時におけるホームヘルプサービスの提供等により就労に向けた支援を行う。また、生活困窮世帯の自立支援のため、伴走型の相談支援を行う。	子ども家庭支援センター 生活福祉課	市民	継続
77	ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援	家庭訪問による学習・生活支援及び補習教室での学習支援を行う。	子ども家庭支援センター 生活福祉課	市民	継続

施策（２）高齢者・障害者・ひきこもりの方への支援

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
78	虐待防止の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修等を実施する。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民 事業者等	継続
79	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	産業振興課 安全対策課 高齢者支援課 障害者福祉課	市民	充実

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
80	心のバリアフリー事業の推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害特性を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	障害者福祉課	市民 事業者等	継続
81	生きづらさを抱える女性への支援	ひきこもり等、生きづらさを抱える女性が安心して参加し、当事者同士でつながることができる場を提供し、互いの困難を聞きあい、話し合う中で力を得ていく機会をつくる。	生活福祉課	市民	新規

施策（3）性的マイノリティ等への支援

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
82	学校教育における個別的支援	性的マイノリティ等について、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教育相談と連携し、配慮する。	指導課	市民	継続
83	むさしのにじいろ相談の実施	当事者やその周囲の人々を対象とした専門相談を実施する。相談の認知度を高めるため、市報・SNS等を活用し広報を行う。情報セキュリティを考慮し、オンライン相談の導入を検討する。	男女平等推進センター	市民	充実
84	パートナーシップ制度の普及・推進	東京都との協定に基づいて相互の連携を推進する等、パートナーシップ制度利用者が活用できる施策等の拡充に向けた取組みを推進する。	男女平等推進センター	市民	継続
85	施設・設備のあり方の研究	国や東京都の動向、他自治体や民間の事例等の情報収集や研究を行う。	男女平等推進センター	市	新規

基本施策5 生涯にわたる性に関する健康施策の推進

現状と課題

本市では、女性特有の疾病予防のため、乳がん・子宮がん検診を行っていますが、どちらも受診率の目標値である50％に達しておらず、受診者数のさらなる増加対策が課題となっています。また、子宮頸がん予防ワクチン（HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン）は、接種後に多様な症状がみられたことをきっかけに、平成25（2013）年6月以降積極的な勧奨を差し控えていましたが、国の検討部会において、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、積極的な勧奨を差し控える状態を解消し、令和4（2022）年度より順次、個別勧奨を再開したため、令和4（2022）年度の子宮頸がんワクチンの接種人数は1,366人と、前年より増加しています。

各種検診、ワクチン接種等について、効果的な広報を行い、受診率の向上を図る必要があるが、ワクチン接種については被接種者に丁寧な情報提供を心掛けることが重要です。また、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期等各段階の身体的変化に配慮し、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケア等に取り組む必要があります。また、予期せぬ妊娠をした方に対する支援を行う必要があります。互いの性を理解し、尊重し合うことが大切です。また、個人の自己決定権や権利としての健康が保証されるよう、リプロダクティブヘルス／ライツに関する情報提供や啓発に継続的に努めていくことが必要です。「性と生殖」に関する確かな情報や手段を知り、より自分の決定権を高められるよう、発達の段階や子どもの実態に応じた包括的な性教育が求められています。

施策の方向性

女性の思春期、妊娠・出産期、更年期など各段階の身体的変化に配慮し、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケア等に関する事業を行う等、各種健康診断等の充実を図ります。

お互いの性を理解し尊重し合うことができるよう支援するとともに、個人の自己決定権や権利としての健康が、生涯を通して保障されるよう、情報提供や啓発を行うほか、小学校での保健、中学校での保健分野等の学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行う等、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を図ります。

施策（１）各種健康診断等の充実

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
86	乳がん・子宮頸がん検診の受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、プレストアウェアネスの普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	健康課	市民	継続
87	子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）定期接種の実施	子宮頸がん予防のため、小学校6年～高校1年相当の女子を対象に、子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐワクチン（HPVワクチン）の接種を提供する。あわせて子宮頸がん検診の受診の重要性についての周知を行う。	健康課	市民	新規
88	母体ケアに関する事業の実施	妊娠期から子育て期までの継続した支援を目的に、母子保健事業「ゆりかごむさしの」を実施。各事業を通じて母体の健康管理について啓発し、産後うつや早期発見や必要時に関係機関との連携を図る。また、父親の母体への理解、子育ての参加促進を促す。	健康課	市民	継続
89	健康をおびやかす様々な問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用等の防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	健康課	市民	継続
90	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症検診と健康講座を実施し、健康の保持増進を図る。	健康課	市民	継続

施策（２）リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
91	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発を行う。	男女平等推進センター	市民	継続

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
92	発達の段階や子どもの実態に応じた性に関する指導の実施（事業11再掲）	保育の中で自分の体の大切さを伝える取組を行う。小学校での保健、中学校での保健分野等の学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	子ども育成課 指導課	市民	充実

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

基本施策 1 計画推進体制の整備・強化

現状と課題

本市では、平成10（1998）年に「むさしのヒューマン・ネットワークセンター（現：男女平等推進センター）」を開設し、同センターを推進拠点として、男女平等の推進に向けた講座の開催や男女平等推進情報誌「まなこ」の発行、団体活動の支援や相談事業を行ってきました。平成29（2017）年には、「男女平等の推進に関する条例」を制定し、本市における男女平等推進に向けて、様々な取組みを進めています。

意識調査において「知っている言葉や知っている武蔵野市の取り組み」を平成29（2017）年度と比較すると、「男女平等の推進に関する条例」の認知度は増加しました。武蔵野市立男女平等推進センター「ヒューマンあい」、「武蔵野市第四次男女平等推進計画」の認知度に大きな差は見られず、男女平等推進情報誌「まなこ」の認知度は減少しました（図表Ⅳ-1）。

男女平等推進の拠点としての機能の充実に向け、各施策の認知度を向上させ広く周知し効果的に男女平等意識を啓発していくとともに、本計画期間中に「男女平等推進センター条例」制定から10年を迎えるため、情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」のあり方を含めた検討が必要です。

施策の方向性

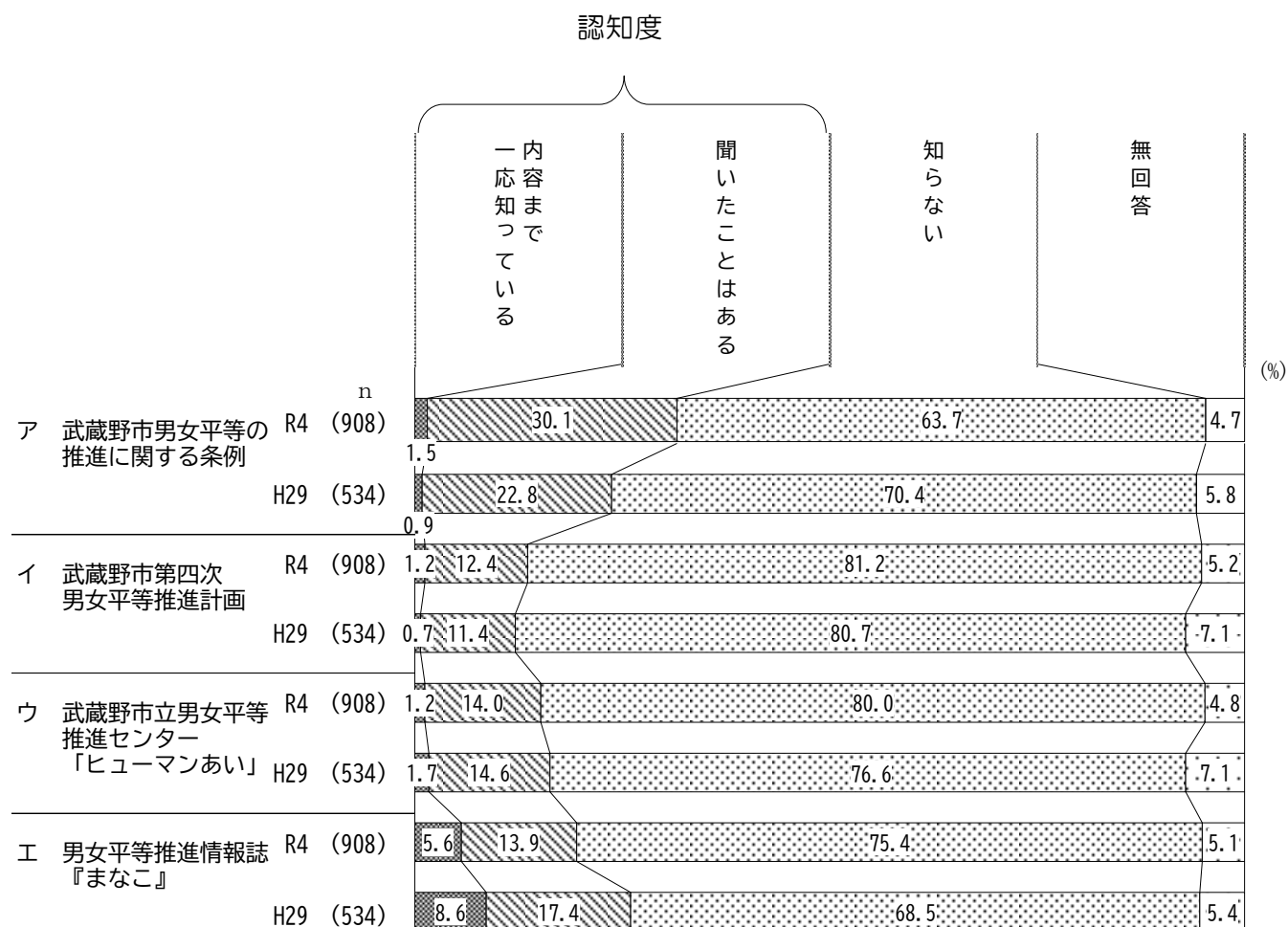
男女平等社会の実現のためには、市政のあらゆる分野において、男女平等の理念に配慮した各施策の展開がなされることが重要です。

男女平等の推進に関する条例ガイドブックを活用すること等により「男女平等の推進に関する条例」の定着の推進を図ります。

本市の男女平等の推進の特色である、市民参加による男女平等の推進を継続します。本計画を着実に実施するため、男女平等推進審議会及び庁内推進会議を中心に、計画の進捗状況を点検・評価し、それに基づき各課において改善策を検討・実施することにより、課題の解決に向けて取り組む庁内推進体制の整備を行います。

男女平等を推進するための情報誌「まなこ」について、より効果的な発行のあり方や発行方法について検討します。また、これまで男女平等推進センターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行ったうえで、機能充実に図ります。

図表Ⅳ－1 知っている言葉や知っている武蔵野市の取り組み(経年比較)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
93	条例の理解に向けた取り組み	条例ガイドブックを活用すること等により、条例の周知・理解を図る。	男女平等推進センター	市民	継続

施策（２）市民参加による男女平等の推進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
94	むさしの男女平等推進市民協議会等市民活動の支援	むさしの男女平等推進市民協議会をはじめ男女平等推進登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等の活動支援を行う。	男女平等推進センター	事業者等	継続
95	男女平等推進審議会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女平等推進審議会を設置運営する。	男女平等推進センター	事業者等	継続
96	男女平等推進センター企画運営委員会の運営	地域から広く意見を求めるため、市民や関係団体等から構成される企画運営委員会を設置し、協働・連携しながらセンター運営を行う。	男女平等推進センター	事業者等	継続

施策（３）庁内推進体制の整備

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
97	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進捗管理を行い、男女平等推進審議会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	男女平等推進センター	市	継続
98	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会で報告する。	男女平等推進センター	市民	継続

第3章 基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
99	人材育成の推進	市職員が男女平等推進に関する理解を深め、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	人事課 男女平等推進センター	市	継続

施策（４）男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
100	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能充実	「男女平等推進センター条例」制定から10年を迎えるため、これまでセンターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行い、機能充実を図る。	男女平等推進センター	市	充実
101	講座修了者のフォローアップ支援	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の講座の参加者に、関連図書を紹介する、団体活動の情報提供を行う等、フォローアップを図る。	男女平等推進センター	市民	継続

施策（５）男女平等推進情報誌等の発行と周知

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
102	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知（事業5再掲）	男女平等推進情報誌「まなこ」について、第五次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げる。また、男女平等を推進するための情報誌として、より効果的な発行のあり方や発行方法について検討する。	男女平等推進センター	市民	充実

数值目標

1 前計画の目標値に対する達成状況

前計画の目標値に対する令和4（2020）年度の達成状況は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値		目標値	目標値に対する達成状況
		平成29 (2017)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和4 (2022)年度
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体（団体数）	11団体	10団体	15団体	減少 ⇨
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合（％）	57.1％	35.7％	70％	減少 ⇨
	市役所内の審議会等における女性委員の割合（％）	50.3％	49.4％※ ¹	50％	減少 ⇨
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数（時間）	213.2時間	181.5時間	150時間	改善 ⇨
	市役所内における女性管理職の割合（％）	11.4％	13.0％※ ¹	20％	改善 ⇨
	市役所内における男性の育児休業の取得率（％）	55.0％	88.2％	60％	達成
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率（％）	95.0％	94.1％	100％	減少 ⇨
	病後児保育（人・か所数）	875人 2か所	423人 3か所	3,840人 3か所	減少 ⇨
	一時保育事業（幼稚園型）（人・か所数）	46,862人 13か所	62,830人 13か所	68,000人 13か所	達成
	一時保育事業（その他）（人・か所数）	5,965人 6か所	5,515人 7か所	12,320人 7か所	減少 ⇨
	保育定員（認可保育所）（人・か所数）	1,902人 20か所	3,088人 37か所	2,991人	達成
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	「DV防止法」を知っている人の割合（％）	35.0％※ ²	19.1％	60％	減少 ⇨
	女性総合相談・法律相談を知っている人の割合（％）	16.7％※ ³	8.6％	25％	減少 ⇨
	学校におけるデートDV防止出前講座（校数）	5校	1校	6校	減少 ⇨
	乳がん検診受診率（％）	14.4％	26.2％	50％	改善 ⇨
	子宮がん検診受診率（％）	34.7％	37.8％	50％	改善 ⇨
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	「男女平等の推進に関する条例」を知っている人の割合（％）	23.7％	31.6％	50％	改善 ⇨
	男女平等推進センターを知っている人の割合（％）	16.3％	15.2％	25％	減少 ⇨
	「まなこ」を知っている人の割合（％）	26.0％	19.5％	35％	減少 ⇨

※1 令和4（2022）年4月1日時点

※2 「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合

※3 「女性総合相談」のみを知っている人の割合

達成	目標値に対して現状値（令和4（2022）年度）が達成している場合
改善 ⇨	目標値に対して未達成であるが、現状値（令和4（2022）年度）が現状値（平成29（2017）年度）に対して改善（上昇）している場合（目標値未設定の場合も含む）
減少 ⇨	目標値に対して未達成であり、現状値（平成29（2017）年度）に対して減少（下降）している場合

2 目標値の設定

本計画で設定する目標値は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		令和4 (2022)年度	令和10 (2028)年度		
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体（団体数）	10団体	13団体	男女共同参画週間事業報告書	男女平等推進センター
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合（％）	35.7％	70％	男女平等に関する意識調査	
	市役所内の審議会等における女性委員の割合（％）	49.4％※1	男女いずれの性も40％以上	男女平等推進計画推進状況調査	
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数（時間）	181.5時間	第三次特定事業主行動計画前期計画の数値目標を目標とする（令和6年度策定予定）	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における女性管理職の割合（％）	13.0％※1			
	市役所内における男性の育児休業の取得率（％）	88.2％			
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率（％）	94.1％			
	病後児保育（人・か所数）	423人日 3か所	第六次子どもプラン武蔵野の数値目標を目標とする（令和6年度策定予定）	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業（幼稚園型）（人・か所数）	62,830人 13か所			
	一時保育事業（その他）（人・か所数）	5,515人 7か所			
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	受けた暴力やハラスメントについて相談をしなかった人の割合（％）	66.7％	62％※2	男女平等に関する意識調査	男女平等推進センター
	女性総合相談を知っている人の割合（％）	9.8％	15％		
	むさしのにじいろ相談を知っている人の割合（％）	4.5％	10％		
	男女平等の視点に立った教育のための出前講座（回）	—	5回	男女平等推進計画推進状況調査	
	乳がん検診受診率（％）	26.2％	32％※3	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率（％）	37.8％	46％※3		
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	武蔵野市パートナーシップ制度を知っている人の割合（％）	29.2％	35％	男女平等に関する意識調査	男女平等推進センター
	男女平等推進センターを知っている人の割合（％）	15.2％	25％		
	「まなこ」を知っている人の割合（％）	19.5％	30％		

※1 令和4（2022）年4月1日時点

※2 割合を下げることを目標とする

※3 令和11（2029）年度の目標値

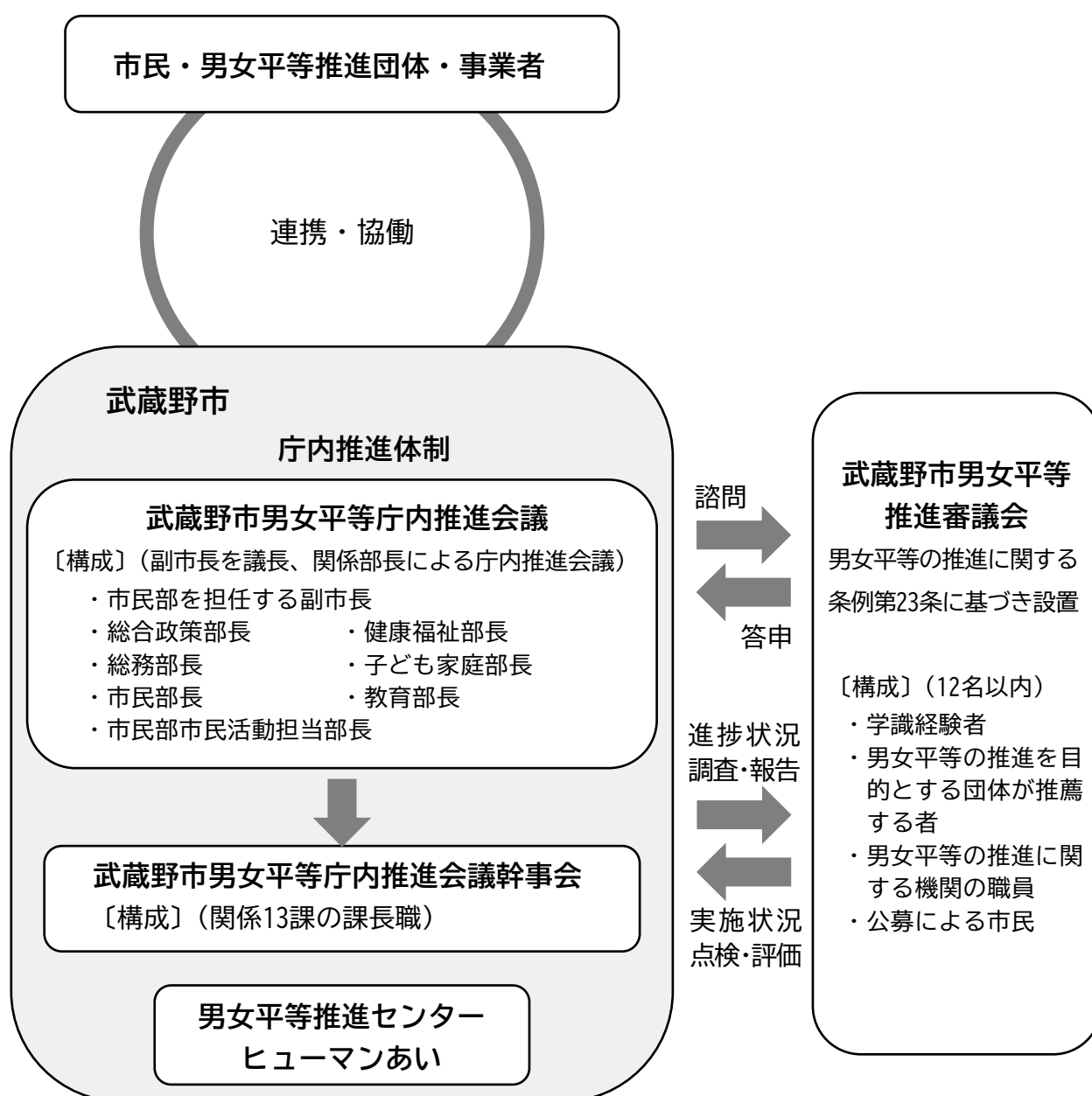
推進体制

1 計画の推進

(1) 推進体制

市長の附属機関である「武蔵野市男女平等推進審議会」において、計画の策定や進捗状況、施策に関わる重要事項について審議し、市長に答申します。市は答申をふまえて男女平等推進施策を展開します。

全庁横断的な推進体制として、「武蔵野市男女平等庁内推進会議」により、互いに計画の進捗状況を点検し、計画の効果的な推進に努めます。



（２）連携と協働

施策の推進にあたっては、国や東京都、関係機関との連携を図るとともに、市民、事業者等と協働して取り組みます。

（３）推進計画の効果的な進行管理

年度ごとに進捗状況を確認し、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第 23 条により男女平等推進審議会から評価を受け、年次報告書を作成し、公表します。

進捗状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組みに反映します。

（４）計画の数値目標

本計画の進捗状況をわかりやすく見える化するため、数値目標を設定します。本計画独自の数値目標以外は、個別計画における進行管理を優先しつつ、本計画と連携を図ります。

資料編

用語一覧

行	用語	説明
あ	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
	SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための17の国際目標。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
か	介護職・看護職R e s t a r t 支 援 金（※）	市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる介護・看護職員に対して、支援金を支給する制度。
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育のこと。
	クオータ制	人種や性別等を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことで、割当制ともいう。性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。
	心のバリアフリー	障害者や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁（バリア）を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ	ジェンダー・ギャップ指数	GGI（Gender Gap Index）と略され、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済、教育、政治及び保健の4つの分野のデータから算出される。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、次のデータから算出される。（経済分野は労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、教育分野は識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、健康分野は新生児の男女比率、健康寿命、政治分野は国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数）
	ジェンダーアイデンティティ	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のこと。性自認とも言う。
	女性相談（※）	女性総合相談と女性法律相談の総称。女性総合相談は、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員が話を伺い、解決に向けて一緒に考える。女性法律相談では、離婚・扶養（養育）・相続等の法的な対応や手続きについて女性弁護士が相談に応じる。
	女性に対する暴力をなくす運動	夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力の問題に関する取組みを一層強化すること、また、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」としている。

行	用語	説明
さ	性的マイノリティ	「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々のこと。
	性に関するハラスメント	セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等、相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えること。
	SOGI	どのような性を好きになる／ならないかという「Sexual Orientation (性的指向)」と、自身の性をどのように捉えている／いないかという「Gender Identity (性自認)」の略称。性的マイノリティだけでなく、あらゆる人の性を構成する要素や特徴を表す概念。
	SOGIハラ	性的指向と性自認に関することで不当な差別や嫌がらせをすること。SOGIハラスメントの略。
た	ダブルケア・トリプルケア	近年、晩婚化・晩産化を背景に、子育てと親や親族の介護を同時に進行するケースを指す言葉。
	男女共同参画週間	男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11（1999）年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13（2001）年度から始まった。毎年6月23日から6月29日までの全国的な運動のこと。
	地域包括ケア人材育成センター（※）	福祉サービスの拡充や地域福祉活動の推進に向け、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の確保と養成を目的に、平成30（2018）年12月1日に開設。介護の仕事に就こうとしている方に資格取得の支援を行うほか、既に働いている方への研修・相談や様々な情報提供、そして、福祉に関わる事業所や団体を支援する。運営は福祉公社に委託。
	デートDV	恋人の間で起こる暴力のこと。殴る・蹴るという暴力だけでなく、ひどい言葉で傷つけることや交友関係を制限すること、避妊に協力しないこと等も含む。
	東京ウィメンズプラザ	豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点。普及・啓発及び交流事業や女性のための悩み相談、法律相談、男性のための悩み相談等を行う。
	特定事業主行動計画	女性活躍推進法第15条に基づき、各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画であり、数値目標、取組内容とその実施時期等が定められたもの。
は	配偶者からの暴力（DV）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成25（2013）年7月3日公布、平成26（2014）年1月3日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。
	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称。都道府県は実施義務があるが市町村は努力義務。配偶者暴力相談支援センターの機能は①相談や相談機関の紹介 ②カウンセリング ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助。
	パワーハラスメント	同じ職場で働く人に対し、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることや職場環境を悪化させること。
	ヒューマンあい（※）	武蔵野市立男女平等推進センターの愛称。「ヒューマン」には性別にとらわれない多様性の視点が、「あい」には、愛・会い・眼（まなこ）の意味が込められている。地域の人権をまもり、男女平等を推進して、人々との出会いの拠点施設になるよう市民公募により命名された。

行	用語	説明
は	ブレストアウェアネス	「乳房を意識する生活習慣」で、乳房の状態に日ごろから関心をもつことにより、乳房の変化を感じたら速やかに医師に相談するという正しい受診行動を身につけるためのキーワードのこと。「①乳房の状態を知る」「②早く乳房の変化に気づく」「③乳房の変化に気がついたらすぐ医師へ相談する」「④40歳になったら乳がん検診を受ける」という4つの基本行動を提唱している。
ま	まなこ（※）	平成3（1991）年に創刊された、武蔵野市の男女平等推進情報誌。男女平等社会の実現を目指し、地域社会における様々な問題を解決するために、企画・取材・編集を市民と協働で行っている。人やまちや文化や地球を、男女平等推進の視点＝「まなこ（眼）」で見ていこうという思いで名付けられた。
	マタニティハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めなどの不利益な取扱いをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのこと。
	むさしのにじいろ相談（※）	性的マイノリティ当事者やその周りの人々、支援者等を対象に、性に関する悩み等を伺い、解決に向けて一緒に考える相談事業。
	武蔵野市パートナーシップ制度（※）	性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的として、市長がパートナーシップの届出を受理した場合に、受理したことを証する書面を交付する制度。
	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
や	ゆりかごむさしの（※）	武蔵野市母子保健事業の愛称。母子健康手帳交付時の面接から始まり、各種健診、相談事業を行う中で、妊娠期から子育て期まで一人ひとりに寄り添い、地域で安心して生活できるようサポートをしている。
ら	ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等の成長過程や、就職・結婚・子育て・退職等節目となる出来事に応じて区分した各段階のこと。
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」とは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

（※）は市独自事業

武蔵野市第五次男女平等推進計画（案）

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

中間のまとめ

武蔵野市男女平等推進審議会

令和5（2023）年12月

事務局：武蔵野市市民部市民活動推進課男女平等推進センター

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階

Tel：0422-37-3410 Mail：danjo@city.musashino.lg.jp
